

# 報告事項

件名	県議会令和3年6月定例会概要について
提出理由	県議会令和3年6月定例会が終了したので、その概要（教育委員会所管分）について別紙のとおり報告します。
概要	<p>1 会期 令和3年6月14日（月）～7月2日（金）（19日間）</p> <p>6月14日 開会 6月18日～6月24日 一般質問 6月28日 文教委員会 6月30日 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会 7月2日 委員長報告、質疑、討論、採決、閉会</p> <p>2 本会議の質問 質問者数 15人中 10人（66.7%） 質問本数 217本中 22本（10.1%）</p> <p>3 付託議案 2件</p> <p>4 文教委員会における報告事項 2件</p> <p>5 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査事項 1件</p>

（ 財 務 課 ）

## 県議会令和3年6月定例会

本会議における質疑質問者氏名・  
質疑質問事項・質疑質問要旨・答弁要旨

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
6 月 18 日 (金)	日下部伸三 (一問一答) (自民)	2 埼玉県歴史教育・従軍慰安婦について (高校教育指導課)	3
		3 新型コロナウイルス感染症対策について (6) 科学技術教育について (高校教育指導課)	4
	岡村ゆり子 (一問一答) (県民)	3 不妊症に関する性教育を更に行うべき (保健体育課)	5
		4 多様性を認め合える学校教育に更に力を入れるべき (人権教育課)	6
	町田 皇介 (一問一答) (民主フォーラム)	5 スクールロイヤール制度の充実について (県立学校人事課、小中学校人事課)	7
6 月 21 日 (月)	宮崎 吾一 (一問一答) (自民)	3 家庭学習におけるICT機器の活用について (ICT教育推進課)	8
		7 私学振興について (総務部長：学事課*)	10
		8 芸術劇場コンテンツ活用について (県民生活部長：文化振興課*)	11
	深谷 顕史 (公明)	2 県立学校体育館におけるエアコン設置訓練の実施を (財務課)	12
	守屋 裕子 (共産)	1 検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ (4) 学生・女性の貧困への緊急対策を求める (総務部長：学事課*)	13
		(福祉部長：社会福祉課、福祉政策課*)	14
6 月 22 日 (火)	高橋 稔裕 (一問一答) (自民)	教育なし	-
	八子 朋弘 (県民)	2 県立高校の南北格差是正について (1) 学区制復活について (高校教育指導課、県立学校人事課)	16
		(2) 魅力向上策について (高校教育指導課、県立学校人事課、魅力ある高校づくり課、生涯学習推進課)	19
		3 私学でわいせつ事件を起こした教員への対応について (総務部長：学事課*)	21
		(総務課)	22

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
6 月 22 日 (火)	関根 信明 (自民)	3 身体障害者補助犬とユーザーに対する支援策等について (2) 身体障害者補助犬の入店拒否等を解消するための周知活動と職員研修、障害者教育等について (知事：障害者福祉推進課*)	24
6 月 23 日 (水)	内沼 博史 (一問一答) (自民)	教育なし	-
	山根 史子 (民主フォーラム)	4 若者の性の悩みに対する支援について (2) 若者への性教育の普及について (保健体育課)	26
		6 教職員の働き方改革について (1) 超過勤務の上限の遵守について (県立学校人事課、小中学校人事課)	27
		(2) 事務のスクラップについて (県立学校人事課、小中学校人事課)	29
		7 教員の人材確保策について (教職員採用課、小中学校人事課、県立学校人事課)	30
	浅井 明 (一問一答) (自民)	3 特別支援学校の生徒の就職・就労支援について (特別支援教育課)	32
6 歴史教科書の採択について (義務教育指導課)		33	
6 月 24 日 (木)	細田 善則 (一問一答) (自民)	教育なし	-
	吉良 英敏 (一問一答) (自民)	2 ヤングケアラー支援の更なる推進について (1) 更なるヤングケアラー実態調査に向けて (2) ヤングケアラー支援を推進するための施策について (3) 心のケアについて (4) ヤングケアラー支援へのオンライン環境の活用について (人権教育課)	35
		(5) 特別支援学校でのヤングケアラー支援について (特別支援教育課)	44
梅澤 佳一 (自民)	3 県立高校について (高校教育指導課、魅力ある高校づくり課)	45	

\* 教育に関連のある答弁のため掲載

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.1	3年6月18日	日下部 伸三 議員
【質問事項】 <一問一答>			
2 埼玉県 of 歴史教育・従軍慰安婦について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>4月27日の政府答弁書を埼玉県 of 高校 of 歴史教材として取り上げ、「従軍慰安婦なるものは存在せず、吉田清治という人の虚偽の証言を朝日新聞が事実であるかのように大きく報道してしまった事」を本県 of 高校生に教える必要があると考えるが教育長 of 見解を伺う。</li> </ul>			

【答弁要旨】

日下部伸三議員の御質問にお答えを申し上げます。

高等学校学習指導要領では、近現代史の学習指導においては、客観的かつ公正な資料に基づいて、事実の正確な理解に導くとともに、多面的・多角的に考察し公正に判断する能力を育成することとされております。

議員御指摘の「従軍慰安婦」につきましては、令和3年4月27日に閣議決定された答弁書において、政府としては「従軍慰安婦」という用語を用いることは誤解を招くおそれがあることから、単に「慰安婦」という用語を用いることが適切であるとの方針が示されたところでございます。

県立高校の生徒に対する歴史の指導においても、この閣議決定を踏まえ、適切に対応する必要があると考えております。

そこで、県では各県立高校の地理歴史科などの授業において活用できるよう、教員と生徒それぞれに向けたリーフレットを作成しているところでございます。

リーフレットには、今回の閣議決定の内容や近現代史を学ぶ上での留意点について盛り込むこととしております。

今後、このリーフレットを活用して、今回の閣議決定の内容等について、しっかりと指導してまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.1	【質問年月日】 3年6月18日	【質問議員】 日下部 伸三 議員
【質問事項】 <一問一答>			
3 新型コロナウイルス感染症対策について			
(6) 科学技術教育について			
【質問要旨】			
・ 科学技術は「1番を目指さなければならないと教育すべき」と考えるが、教育長の見解を伺う。			

【答弁要旨】

日下部伸三議員の御質問にお答えを申し上げます。

今日の目覚ましい科学技術の発展が日常生活や社会に与えた影響を踏まえると、我が国においても常に世界トップクラスの研究開発が行われるべきであり、そのための人材育成が必要と考えます。

文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール事業は、将来、科学技術の分野で国際的に活躍できる人材育成を目的としたものでありますが、本県では、県立高校8校が指定されており、指定校の数は全国でも上位となっております。

また、県立与野高校の研究が、国内の選考を勝ち抜き、この5月にアメリカで開催された世界75以上の国と地域の高校生が参加する国際学生科学技術フェアに、日本代表として出場しております。

さらに、坂戸市の中学生が吹奏楽部で担当するアルトサクスの音の仕組みを研究し、今年1月に、全国の中高生が参加する日本学生科学賞で内閣総理大臣賞を受賞するなど、大きな成果を挙げております。

引き続き、学校における科学技術教育の充実を図り、議員お話のように1番を目指すという高い志を持った人材をしっかりと育成してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	3年6月18日	岡村 ゆり子 議員
【質問事項】 <一問一答>			
3 不妊症に関する性教育を更に行うべき			
【質問要旨】			
・ 不妊について積極的に学校教育で取り入れるべきと考えるが、教育長の所見を伺う。			

## 【答弁要旨】

岡村ゆり子議員の御質問にお答えを申し上げます。

生徒が、将来子供を持ちたいと望んだときに、妊娠できないということに悩むことがないように、学校にいる時から妊娠や不妊について正しい知識を身に付けておくことは大変重要であると認識しております。

県では、学識経験者や保健体育の教諭などで構成する「性に関する指導課題解決検討委員会」を設置し、不妊に関する内容も含めた性に関する様々な課題に対する指導方法について研究を行っております。

この検討委員会が中心となり、学校での公開授業や指導者研修会における実践発表の実施など不妊に関する普及啓発を行ってきたところです。

また、保健医療部が作成した、妊娠・不妊に関する正しい知識を普及するための冊子を、全ての県立高校及び特別支援学校高等部の2年生全員に配布し、保健の授業等で活用しております。

今後とも、保健体育教諭や養護教諭等を対象とした研修会において内容の更なる充実を図るなど、不妊に関する教育にしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	3年6月18日	岡村 ゆり子 議員

【質問事項】 <一問一答>

4 多様性を認め合える学校教育に更に力を入れるべき

【質問要旨】

- ・ 当事者である児童生徒やその保護者の支援に加え、性の多様性の尊重に関する教職員や他の児童生徒の理解を深め、誰もが安心して学校生活を送ることができる環境づくりに力を入れるべきと考えるが、教育長の所見を伺う。

【答弁要旨】

岡村ゆり子議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、性の多様性について教職員の知識や理解を深めるとともに、児童生徒が性の多様性を認め合い、安心して学校生活を送ることができる環境づくりを進めていくことは大変重要だと考えております。

そこで、昨年度作成しました「性の多様性に関する教職員用リーフレット」を活用し、校長や教員を対象にした研修会など様々な機会をとらえ教職員の知識や理解を深めております。

また、今年度は小学校5年生から高校3年生までを対象とした性の多様性について知識や理解を深めるための資料を作成し、対象の児童生徒全員に配布することとしております。

今後学校においてこの資料を活用し、道徳の授業や宿泊行事の事前指導などの機会を捉えて、児童生徒に対し性の多様性についての指導を行ってまいります。

また、教職員や児童生徒全体の理解を深めると同時に、性自認などに悩む児童生徒の思いを受け止め、きめ細かい支援を行うことも大切です。

そこで今年度LGBTQの当事者や学識経験者を交えた会議を設置し、一人一人に寄り添った相談や学校全体での組織的な支援の在り方などを検討することにより、学校における支援体制の充実に結び付けてまいります。

今後このような取組を通じ、誰もが性の多様性を認め合い、当事者はもとより全ての児童生徒が安心して過ごすことができる学校づくりを積極的に推進してまいります。



<b>【答弁者】</b> 教育長	<b>【発言順位】</b> No.3	<b>【質問年月日】</b> 3年6月18日	<b>【質問議員】</b> 町田 皇介 議員
<b>【質問事項】</b> <一問一答>			
5 スクールロイヤー制度の充実について			
<b>【質問要旨】</b>			
・ スクールロイヤー制度について、現場の教員の声も参考にしながら、真に利用しやすい制度になることを期待するが、教育長の見解を伺う。			

**【答弁要旨】**

町田皇介議員の御質問にお答えを申し上げます。

本県のスクールロイヤー制度は、学校で発生する様々な案件に対し法的助言を行うことにより早期解決を図るとともに、校長等に対する研修を通して学校の法的対応力を向上させるなど、重要な役割を果たすものと認識しております。

県では令和2年度から制度を導入し、県立学校では、昨年度は23件、今年度はこれまで9件の利用となっております。

小・中学校では昨年度は1件、今年度はこれまで1件の利用となっております。

なお、小・中学校については、まずは市町村の顧問弁護士等に相談するケースが多く、その上で、特に解決が困難な重大な案件について県のスクールロイヤー制度が活用されている現状があります。

今後、この制度が広く活用されるよう、その趣旨について一層の周知を図るとともに、校長や市町村教育委員会等の現場の声を聞きながら、手続を簡略化するなど、真に利用しやすい制度となるよう努めてまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.1	【質問年月日】 3年6月21日	【質問議員】 宮崎 吾一 議員
--------------	----------------	--------------------	--------------------

【質問事項】 <一問一答>

3 家庭学習における I C T 機器の活用について

【質問要旨】

- ・ 通常の家学習においても、個別最適な学びに使える可能性が高い I C T 機器を、生徒の状況に応じて積極的に活用すべきと考えるが教育長の考えを伺う。

【答弁要旨】

宮崎吾一議員の御質問にお答えを申し上げます。

家庭学習は、学習習慣の確立や学校で学習した内容の定着を図る上で重要な役割を担っております。

国が推進している「G I G A スクール構想」により、小中学校の児童生徒 1 人 1 台端末の環境が実現したことで、一人一人の状況に応じた学習が可能となり、その環境を家庭学習においても活用していくことは大変有効であると考えます。

県ではこれまで、全国一斉の臨時休業中に学習プリントや動画などを掲載した家庭学習支援サイトを総合教育センターのホームページ上に立ち上げるなど、学校の家庭学習に関する取組を支援してまいりました。

また、学校における I C T 教育を推進するため、令和 3 年度に教員をメンバーとするプロジェクトチームを立ち上げており、今後、家庭学習に関する先進的な I C T 活用事例について収集し、学校に周知してまいります。

さらに、家庭学習の中で I C T も活用している、指導力のある教員の事例をリーフレットなどで各学校に紹介し、活用を促してまいります。

これらの取組を通じて、学校と家庭でのシームレスな学習を目指し、家庭学習においても I C T 機器が効果的に活用されるよう積極的に取り組んでまいります。

【再質問事項】

3 家庭学習における I C T 機器の活用について

【再質問要旨】

- ・ どのように保護者の理解を深めていくのか教育長の御見解を伺いたい。

【再答弁要旨】

再質問にお答えを申し上げます。

民間の調査において、「G I G A スクール構想」という言葉を理解していないと答えた小中学生の保護者が、約6割いるということは大きな課題と受け止めております。

I C T 機器を活用し、児童生徒の力を最大限に引き出そうとする「G I G A スクール構想」の趣旨を保護者に理解いただくことは、その教育効果を高めるためにも重要でございます。

I C T 機器をより積極的に活用することで、小中学校における子供たちの学びが大きく変わっていくこととなりますので、県といたしましても、G I G A スクール構想に対する保護者の理解が深まるように、市町村教育委員会と連携してしっかり取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
総務部長	No.1	3年6月21日	宮崎 吾一 議員
【質問事項】 <一問一答>			
7 私学振興について			
【質問要旨】			
・ 私立学校の教員研修に対するニーズを調査するべきではないか			

## 【答弁要旨】

宮崎吾一議員の御質問にお答えを申し上げます。

埼玉県内の私立学校の教員は、設置者である学校法人が独自に実施する研修のほか、私立中学高等学校協会が実施する、新規採用職員研修、進路指導研修、英語研修などの研修を受講しています。

また、独立行政法人教職員支援機構においても、中堅教員研修、副校長・教頭研修、校長研修などの研修が実施されています。

そのほか、公立学校の教員を対象とした県立総合教育センターの研修についても、私立学校の教員が受講可能ですが、近年は申込みがない状況でございます。

議員御指摘のとおり、私立学校の教員のニーズと県立総合教育センターの研修内容がアンマッチである可能性もございます。

そこで、私立中学高等学校協会とも連携しながら、県内の私立学校の教員研修の現状やニーズについて、調査をしております。

この調査結果に基づきまして、県立総合教育センターをはじめとした各研修実施機関と連携しながら、私立学校における教員研修の在り方を踏まえた県の支援について、検討をしております。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
県民生活部長	No.1	3年6月21日	宮崎 吾一 議員
【質問事項】 <一問一答>			
8 芸術劇場コンテンツ活用について			
【質問要旨】			
・ 子供たちに作品を楽しんでもらうため、今後制作される作品については、教育的利用ができる契約とすることはできないか。			

## 【答弁要旨】

宮崎吾一議員の御質問にお答えを申し上げます。

彩の国さいたま芸術劇場は、あらゆる世代の方々に向け、四つの専用ホールを通じて質の高い舞台芸術作品を提供し、芸術文化の魅力を発信してまいりました。

また、演劇等の舞台芸術作品を気軽に楽しんでいただけるよう、図書や映像などの資料を収集した「舞台芸術資料室」を劇場内に設置し、利用者の皆様に閲覧、視聴をしていただいております。

資料室では、これまでの公演のうち、約290作品を無料で視聴することができます。

これらの作品を学校で活用することができれば有意義でございますが、過去の作品は著作権等の契約上の問題などから困難な状況でございます。

一方、子供向け事業として、現在、劇場ではプロのダンサーや音楽家を学校に派遣してワークショップを行う「ミート・ザ・ダンス」、「ミート・ザ・ミュージック」事業を実施して好評を頂いております。

議員お話のとおり、更に多くの子供たちが舞台芸術に触れる機会を増やすことは大切だと考えます。

そのためには、ダンスや音楽のみならず、演劇の映像を使った授業も効果的であると考えます。

今後、劇場で公演する作品につきましては、学校の要望も考慮しながら、教育的な利用が可能となる条項を契約に加えるなどの見直しを行い、可能なものから利用ができるよう、劇場を管理する埼玉県芸術文化振興財団に対し、要請してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	3年6月21日	深谷 顕史 議員
【質問事項】			
2 県立学校体育館におけるエアコン設置訓練の実施を			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少なくとも通常の体育館と重層体育館、それぞれにおいて設置訓練を行うべきと考えるが所見を伺う。</li> <li>・ 設置訓練は夏の暑い時期に実施し、冷房効果について温度データを取ることで、しっかりとした検証を行うべきと考えるが所見を伺う。</li> </ul>			

## 【答弁要旨】

御質問2「県立学校体育館におけるエアコン設置訓練の実施を」について、お答えを申し上げます。

まず、少なくとも通常の体育館と重層体育館、それぞれにおいて設置訓練を行うべきについてでございます。

議員お話しのとおり、体育館の周辺に建物が密接していたり、体育館が建物の上層階にある重層体育館となっている学校もございます。

このように学校によって状況が異なるため、現地においてエアコン設置訓練を行うことは、災害時の対応の備えとして大変重要です。

このため、空調機器の搬入などに工夫が必要な学校と重層体育館のある学校について、それぞれ代表的なものを選定し、エアコン設置訓練を実施してまいります。

次に、設置訓練は夏の暑い時期に実施し、冷房効果について温度データを取ることで、しっかりとした検証を行うべきについてでございます。

設置訓練を実施する際、必要な冷房効果が得られるかどうかについて検証しておくことも重要であると考えます。

そのため、実際にエアコンの使用が見込まれる夏に訓練を行い、併せて温度データの計測をしてまいります。

県といたしましては、これらの訓練・検証を行い、県立学校の体育館が避難所となった際の利用環境の向上にしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
総務部長	No.3	3年6月21日	守屋 裕子 議員
【質問事項】			
1 検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ (4) 学生・女性の貧困への緊急対策を求める			
【質問要旨】			
・ 私立専門学校生等の授業料減免を、長崎県と同様に本県でも実施するべきである。			

## 【答弁要旨】

御質問1「検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ」の(4)「学生・女性の貧困への緊急対策を求める」のうち、「私立専門学校生等の授業料減免を、長崎県と同様に本県でも実施すること」についてお答えを申し上げます。

「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、令和2年度から年収約380万円以下の世帯を対象に大学生、専門学校生の授業料等の減免、給付型奨学金の支給が開始されました。

県内にとどまらず広域的に選択されている大学、専門学校等の修学支援は、国のスキームに基づき実施されています。

県では、令和4年度に向けた国への要望において、「高等教育の修学支援新制度の拡充」として、所得基準や奨学金の給付額の引上げなどを新たに盛り込みました。

意欲ある若者が経済的な理由で進学を断念することが無いよう、引き続き、国に支援の拡充を求めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
福祉部長	No.3	3年6月21日	守屋 裕子 議員

【質問事項】

- 1 検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ  
(4) 学生・女性の貧困への緊急対策を求める

【質問要旨】

- ・ 「学びの継続のための学生支援緊急給付金」などの制度の拡充を求め学生支援策について国へ要請することについて伺う。
- ・ 県内市町村において始まっている生理用品の無償提供の取組について、県としても支援するべきと考えるが、考えを伺う。
- ・ 全ての県有施設において生理用品の無償提供を行うべきと考えるが、考えを伺う。

【答弁要旨】

次に、(4)「学生・女性の貧困への緊急対策を求めることについて」お答えを申し上げます。

まず、学生支援策の国への要請についてでございます。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、学生の不安は、生活全般、学業、就職、健康など様々な分野に及ぶものになっています。

県では、これまで、学生も含め、生活にお困りの方に対し、資金や住まいなど様々な支援を行ってまいりました。

コロナ禍で学生が経済的な理由で学業を志半ばで断念するようなことがあってはなりません。

未来を担う学生たちが安心して学生生活を送ることができるよう、その支援策について、関係部局と連携し、国へ積極的に要望してまいります。

次に、県内市町村の生理用品の無償提供の取組に対する県の支援についてでございます。

本年5月に実施された内閣府の調査によると、県内では31市町において生理用品を配布していますが、生理用品が用意できないため配布していない市町村もあります。

このため、県が防災基地などに災害用として備蓄してある生理用品を、市町村へ



提供することといたしました。

現在、市町村に提供希望の打診を行っており、配布に向けた調整を始めたところ  
です。

次に、全ての県有施設における生理用品の無償提供についてでございます。

生理の貧困問題で大切な視点は、真に必要としている方へしっかり配布すること、  
単に配布で終わらせるのではなく他に抱えている困りごとについて把握し、必要な  
支援につなげる機会とすることです。

この対応の一環として、教育委員会では女子生徒が在籍する県立学校の全校に生  
理用品を配備することといたしました。

また、県の男女共同参画を推進する拠点施設であり多くの女性が訪れる  
「WithYou さいたま」にも配備をしたところではあります。

さらに、県所管である町村部の自立相談支援窓口にも配備するとともに、各町村の  
社会福祉協議会にも配備する準備を進めております。市の自立相談支援窓口に対し  
ては配備を依頼します。

生理の貧困は単に経済的な問題だけではなく、女性の尊厳にかかわる重大な問題  
です。

根本的な問題解決には様々な課題がありますが、できることからしっかりと対応  
してまいりたいと考えております。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 3年6月22日	【質問議員】 八子 朋弘 議員
【質問事項】 2 県立高校の南北格差是正について (1) 学区制復活について			
【質問要旨】 ・ 県北部の県立高校の低倍率の現実についての認識を伺う。 ・ 原因についてどのように分析しているのか伺う。 ・ 県立高校の学区制撤廃から18年経過しているが、検証をすべきではないか。			

【答弁要旨】

御質問2「県立高校の南北格差是正について」お答えを申し上げます。

まず、(1)「学区制復活について」のうち、「県北部の県立高校の低倍率の現実についての認識」についてでございます。

近年、県立高校入試の志願倍率は全県的に低下傾向にあり、特に議員お話のとおり、圏央道の外側、いわゆる県北部に所在する高校においてその傾向が大きくなっております。

私は、県立高校の志願倍率がこのような状況にあることについて強い危機感を持っており、中学生にとってより一層魅力ある県立高校づくりに取り組まなければならないと考えております。

次に、「原因についてどのように分析しているのか」についてでございます。

主な原因としては、他の地域に比べて県北部の中学校卒業予定者数の減少傾向が大きいことにあると捉えております。

また、県北部から他の地域の高校に志願している受検生が一定程度いることも影響していると考えており、それぞれの学校が北部地域の生徒が進学したいと思える魅力的な学校づくりをしていくことが必要です。

その他、全県的に私立の通信制高校への進学希望者が年々増加していることや、私立高校において進学や部活動をはじめとして様々な特色ある学校づくりが進められていることなども考えられるところでございます。

次に、「県立高校の学区制撤廃から18年経過しているが、検証をすべきではな

いか」についてでございます。

県立高校では、平成16年度入試から生徒や保護者の立場に立ち、自らの意志と責任において自由に学校を選択できるよう、通学区域を廃止しております。

居住地にかかわらず自分の希望する高校に志願できるということは、生徒や保護者の間で定着しており、現時点で制度の変更を求める要望等は頂いておりません。

また、高校入試は、受検生にとって公平に行われることも重要であると考えております。

このようなことから、議員御提案のように一定の制限を付した上で再度通学区域を設定することは考えておりませんが、受検生の志願状況や高校ごとの入学状況等につきまして、丁寧な把握・分析に努めてまいります。

**【再質問事項】**

2 県立高校の南北格差是正について

(1) 学区制復活について

**【再質問要旨】**

- ・ 丁寧な把握、分析という答弁があった。検証ぐらいいはしてもよいのではないかとと思うがどのように考えるか。

**【再答弁要旨】**

八子朋弘議員の御質問2「県立高校の南北格差是正について」の(1)学区制復活についての再質問にお答え申し上げます。

南北格差については非常に大きな課題であって、思い切った対策を取るべきだという御指摘は真摯に受け止めさせていただきたいと存じます。

北部地域の子供たちの減少状況が厳しいというお話をさせていただきましたけれども、少し、数字を紹介させていただきます。

5月1日現在の数字で申し上げますと、平成24年度の数字ですと、第1通学区というのは高崎線と言いますと鴻巣より南でございます。上尾市、さいたま市、川口市等ですが、21,804人おりました。令和2年度には21,228人、減少率は2.6%ございました。

同じ数で申し上げますと、秩父地域、本庄・児玉地域、熊谷・深谷地域、学区と言いますと4・5・6という学区でございますが、平成24年度は、6,014人、令和2年度は5,092人、減少率は15.3%となっております。

約15%が、この10年で少なくなっているという状況でございます。

私も北部に生まれ育って、住んでおりますので、北部地域を何とかしなければいけないという思いは、議員同様に強く思っているところでございます。

先ほどの答弁の中で、受検生の志願状況ですとか、高校ごとの入学状況等について、学校ごとに把握、分析に努めてまいりたいと答弁申しましたけれども、子供たちの高校に対するニーズ、あるいは保護者の皆様の高校に寄せる期待なども含めまして、より丁寧に状況について確認をさせていただいて、次の対策に生かしてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、県立高校が中学生や保護者の皆様にとって選んでいただける魅力ある学校づくりに、引き続き全力で取り組んでまいります。

<b>【答弁者】</b> 教育長	<b>【発言順位】</b> No.2	<b>【質問年月日】</b> 3年6月22日	<b>【質問議員】</b> 八子 朋弘 議員
<b>【質問事項】</b> 2 県立高校の南北格差是正について (2) 魅力向上策について			
<b>【質問要旨】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 島根県と連携協定を結んでいる。隠岐島前高校から何を学び、その成果をどう生かすのか。</li><li>・ 小川高校や小鹿野高校の取組は島根県の事例と重なってくると思うが、これら高校の取組をどう後押しをしていくのか。</li><li>・ 意欲とアイデアを持った校長に、少し長めに赴任させ、裁量権を与えて自由に学校経営させてはいかがか。</li></ul>			

**【答弁要旨】**

次に(2)「魅力向上策について」でございます。

まず、「隠岐島前高校から県として何を学び、その成果を具体的にどのようにして生かしていくのか」についてお答えを申し上げます。

議員お話しのとおり、県教育委員会は島根県教育委員会と連携協定を締結し、高校生の交流を進めるとともに、県立高校の教員を1年の任期で相互に派遣しております。

昨年度は、埼玉県と島根県の高校生が参加して地域課題解決型学習の成果発表会をオンラインで実施いたしました。

その中で、本県の生徒からは、例えば「人口減少が続く離島で暮らす高校生から地域の課題を聞くことで異なる価値観に気付くことができた」との感想がありました。

また、隠岐島前高校では、地元自治体や企業との協働体制を構築するなど、地域創生のための先進的な教育活動を行っていることから、本県から派遣された教員が地域の方々や役場と連携した地域課題解決型の学習指導の手法について学んでおります。

派遣を終えた教員は、隠岐島前高校での経験を生かし、県立高校と自治体や企業と連携した取組を中心となって推進しております。

高校教育指導課、県立学校人事課、魅力ある高校づくり課、生涯学習推進課

次に、「小川高校や小鹿野高校の取組は島根県の事例と重なってくると思うが、これら高校の取組を後押しすべき」についてでございます。

議員お話しの、小川高校などの取組は、学校と地域との連携を推進し、学校の魅力を高め、地域の活性化にも資するものであり、島根県の事例とも重なってくるものと考えます。

これらの高校では、地域と連携した教育活動を通し、生徒が地域に対する愛着や誇りを高め、地域課題の解決に取り組む力を身に付けるとともに、地域の特色を生かした学校づくりが進んでおります。

県といたしましては、引き続き県立高校と地元自治体や企業との連携を支援することなどにより、県立高校が地域の特色を生かした、魅力ある高校となるよう積極的に取り組んでまいります。

次に、「意欲とアイデアを持った校長に、少し長めに赴任させ、裁量権を与えて自由に学校経営させてはいかがか」についてでございます。

現在、校長の在職年数は1校3年程度となっておりますが、専門高校など特に特色が求められる高校については、意欲とアイデアを持つ校長を3年を超えて配置している例もございます。

また、校長には地域や企業、大学等と連携した特色ある教育活動の実施など、学校経営に関する大きな裁量が認められております。

県といたしましては、意欲とアイデアを持った校長の適切な人事配置に努め、必要に応じて在職期間の長期化を図るとともに、校長が自らの裁量を最大限生かして学校の魅力づくりに取り組めるよう、引き続き、支援してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
総務部長	No.2	3年6月22日	八子 朋弘 議員
【質問事項】			
3 私学でわいせつ事件を起こした教員への対応について			
【質問要旨】			
・ 現在、私学のわいせつ教員対策としてどのような対策をとっているのか、また、今後、どのような対策をとっていくのか伺う。			

## 【答弁要旨】

御質問3「私学でわいせつ事件を起こした教員への対応について」のうち、現在、私学のわいせつ教員対策としてどのような対策をとっているのか、また、今後、どのような対策をとっていくのかについてお答えを申し上げます。

私立学校の教員に懲戒解雇など免許取上げの事由があるときは、教育職員免許法において、学校法人から知事への報告と、知事から免許管理者である教育委員会への通知が義務付けられています。

令和2年度に国からこれらの仕組みについて周知するよう依頼があったことから、事務処理の流れを改めて確認するよう学校法人に求めたところです。

これに加え、本年4月には、官報情報検索ツールを活用して教員免許状の失効・取上げの有無など、採用希望者の経歴を十分に確認すること、また、研修など予防的な取組を適切に行うことなどについて周知を行ったところです。

さらに、県では、私学団体との共催で実施している人権教育研修において、わいせつ行為により子供の人権を侵害してはならないことを徹底しています。

児童生徒に対するわいせつ行為は教員として絶対に許されないことです。

引き続き、私立学校において適切な採用判断が行われるよう採用希望者の経歴の十分な確認を求めていくとともに、研修内容の充実に努めるなどしっかりと対応してまいります。

<b>【答弁者】</b> 教育長	<b>【発言順位】</b> No.2	<b>【質問年月日】</b> 3年6月22日	<b>【質問議員】</b> 八子 朋弘 議員
<b>【質問事項】</b> 3 私学でわいせつ事件を起こした教員への対応について			
<b>【質問要旨】</b> ・ 教職員からわいせつ・セクハラ行為を受けた子供たちが相談しやすい窓口となるよう、教職員コンプライアンス相談ホットラインの運用の見直しが必要だと考えるが教育長の見解を伺う。			

**【答弁要旨】**

次に、御質問3「私学でわいせつ事件を起こした教員への対応について」のうち、教職員コンプライアンス相談ホットラインの運用の見直しについてお答えを申し上げます。

私は、子供たちの未来を育てる立場の教職員が、信頼を寄せてくれている子供たちに対して、わいせつ・セクハラ行為を行うことは言語道断であると強く思っております。

また、子供たちがそのことを誰にも相談できずに辛い思いをすることは、あってはならないことと考えております。

議員お話の教職員コンプライアンス相談ホットラインは、わいせつ・セクハラなど不適切な行為について、主に公立学校の教職員からの通報を受け付けることを目的に、平成31年4月に設置したものです。

このホットラインが担うべき役割を一層果たすためには、教職員はもとより子供たちや保護者が安心して相談できること、また、ホットラインの存在を広く周知することも重要です。

そこで今後、少しでもわいせつ教員の排除につながるよう、児童生徒や保護者からの相談も対象とするなど、教職員コンプライアンス相談ホットラインがより効果的な運用となるよう見直しを図ってまいります。

**【再質問事項】**

3 私学でわいせつ事件を起こした教員への対応について

**【再質問要旨】**

・ 教職員コンプライアンス相談ホットラインについては主に公立学校の教職員



を対象としているとの答弁だったが、私立学校の教員を対象とした分かりやすい相談窓口を設置していただきたい。

**【再答弁要旨】**

御質問3「私学でわいせつ事件を起こした教員への対応について」のうち、教職員コンプライアンス相談ホットラインの運用の見直しについてお答え申し上げます。

私立の教員も含めてという御指摘でございましたけれども、公立学校、私立学校を問わず、教員のわいせつ・セクハラ行為に悩んでいる全ての児童生徒に対応できるよう、運用を改めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
知事	No.3	3年6月22日	関根 信明 議員
【質問事項】			
3 身体障害者補助犬とユーザーに対する支援策等について			
(2) 身体障害者補助犬の入店拒否等を解消するための周知活動と職員研修、障害者教育等について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助犬とユーザーの入店拒否等に対する相談が後を絶たないので、県で周知・啓発を新たな取組を含めて行っていただきたい。</li> <li>・ 県の職員研修、障害者及び補助犬に関する学校教育を継続的に行っていただきたい。</li> <li>・ 身体障害者及び補助犬の支援に対する総括として知事の所見を伺う。</li> </ul>			

【答弁要旨】

最後に、「身体障害者補助犬とユーザーに対する支援策等について」のお尋ねのうち、「身体障害者補助犬の入店拒否等を解消するための周知活動と職員研修、障害者教育等について」の周知・啓発を新たな取組を含めて行うことについてでございます。

議員の長年の補助犬に対する支援活動については改めて敬意を表するとともに、私自身、櫻井洋子さんとも何度かお会いさせていただき、身体障害者補助犬については、障害のある方の自立や社会参加を促進するために大変重要な役割を担っていると伺っております。

議員お話しの補助犬や補助犬ユーザーの入店拒否はあってはならないことであり、県民の皆様が、補助犬についての認識を深めていただくことが必要であると考えております。

そこで、県では、広報誌への掲載や県庁オープンデーにおける啓発イベントの実施に加え、昨年12月の障害者週間には県政広報テレビ番組において補助犬を特集させていただくなど、県民に対する理解の促進を図っております。

また、飲食店に対しましては、商工会議所連合会や鮪商生活衛生同業組合などを通じて周知・啓発を図るとともに、県に入店拒否に関する情報が寄せられる場合には、個別に店舗に対する改善指導も行っております。

新たな取組として、県内の麺類業や中華料理業などの飲食組合の総会に職員を派遣して説明を行うほか、ステッカーやリーフレットを配布して、組合の加入店舗への周知・啓発を実施しております。

今後、県民の理解を更に促進するため、イベントなどにおいて、補助犬に触れ合うとともに、その必要性や意義などを学んでいただく機会を増やしていきたいと考えています。

次に、県の職員研修や障害者及び補助犬に関する学校教育についてでございます。

県職員に対しては、新規採用職員研修において、補助犬ユーザーに対する入店拒否は障害のある方への不当な差別的取扱いであることを学んでもらう、このことにより、障害者への理解を深めています。

学校教育の場では、補助犬ユーザーを支援する団体と連携をし、障害者の方々の生活を体験する授業を行っている学校もございます。

今後、こうした事例を教員に対する研修会などで周知をし、障害者及び補助犬への理解を深める教育の充実に努めていただくよう、教育委員会と連携をしたいと思います。

次に、身体障害者及び補助犬の支援に対する総括についてであります。

補助犬を必要とする障害者の方が、パートナーである補助犬とともに、地域で安心して生活できることが何よりも重要だと思っております。

これまで民間の奉仕団体などでも積極的に身体障害者補助犬事業の支援や広報に努めているところ、県としても官民連携の上、更なる普及促進に努めることが肝要と考えております。

私は、誰一人取り残すことなく、障害がある方もない方も共に支え合えるような社会の実現に取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	3年6月23日	山根 史子 議員
【質問事項】			
4 若者の性の悩みに対する支援について			
(2) 若者への性教育の普及について			
【質問要旨】			
・ 「#つながるBOOK」について、県立高校の生徒など、多くの若者が手に取り、目を通していただけるような取組を期待するが、教育長の所見を伺う。			

## 【答弁要旨】

御質問4「若者の性の悩みに対する支援について」の(2)「若者への性教育の普及について」お答えを申し上げます。

高校生など若者が性に関することで悩んだときに、必要な情報が得られたり、気軽に相談できたりすることが重要であると認識しております。

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づいて児童生徒の発達の段階に応じて授業の一環として取り上げております。

また、生徒によって発達の程度が異なることから、個別に生徒が抱える問題に応じて指導しております。

議員お話しのパンフレットにつきましては、養護教諭を中心として行う個別の指導や、日常の学校生活における担任等による指導の場面で活用することにより、生徒にとって必要な情報を提供できるものと考えます。

県といたしましては、小・中・高・特別支援学校の保健体育の教諭や養護教諭等を対象とした研修会において、「#つながるBOOK」について広く情報提供し、性の悩みを抱えている生徒への指導に活用するなど、性に関する指導の一層の充実に取り組んでまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 3年6月23日	【質問議員】 山根 史子 議員
【質問事項】 6 教職員の働き方改革について (1) 超過勤務の上限の遵守について			
【質問要旨】 ・ 上限規制を超えている教員は小・中学校も含めてどのくらいいるのか。 ・ 今年度中の目標達成について、具体的な方策を含めてどのように考えているのか。			

【答弁要旨】

次に、御質問6「教職員の働き方改革について」の(1)「超過勤務の上限の遵守について」お答えを申し上げます。

まず、上限規制を超えている教員は、小・中学校も含めてどのくらいいるのかについてでございます。

1か月間の超過勤務が45時間を超えた教諭の割合は、令和3年3月では、小学校55.9%、中学校49.7%、高校16.6%、特別支援学校17.2%となっております。

また、1年間の超過勤務が360時間を超えた教諭の割合は、令和2年度では、小学校67.2%、中学校69.8%、高校41.4%、特別支援学校23.6%となっております。

次に、今年度中の目標達成について、具体的な対策を含めてどのように考えているのかについてでございます。

私は、就任当初から、学校における働き方改革を最重要課題の一つに掲げ、強い危機感を持って、例えば、部活動指導員及びスクール・サポート・スタッフの配置や校内で学習教材の共有を図るための具体例の紹介など、教職員が改善を実感できる様々な取組を進めてまいりました。

しかし、残念ながら令和2年度末時点では目標を達成できておらず、今後、取組を一層強化していかなければならないと強く思っております。

そこで、県立学校では、今年度から、校長の人事評価面談において、働き方改革について校長が設定した目標に対し、より具体的な方策を掲げて積極的に取り組む

よう指導しております。

また、月ごとの超過勤務の状況について他校との比較ができるデータを提供し、校長の意識改革を促しております。

さらに、教育局職員が学校を訪問し、超過勤務や職場環境の状況を基に、行事の精選、仕事の割振りの工夫、環境整備といった業務改善の進め方について、他校の事例も含めながら、校長に対し個別具体的に指導・助言を行っております。

市町村に対しましても、今年度から全ての市町村における超過勤務の状況をデータで示すとともに、教育事務所の職員による学校訪問等の機会を捉えて、先進的な事例を紹介するなど具体的な業務改善や負担軽減に係る取組について積極的に支援しております。

さらに、今年度は、小・中学校及び県立学校において、他校にも共有すべき優れた取組や、教職員の勤務実態を把握し、大学の研究者も交えた分析を行った上で、より効果的な対応策を検討していくこととしております。

今後、全ての小・中学校及び県立学校で、分析結果を踏まえた効果的な対応策を共有し、実行していくことで、教職員の働き方改革を一層推進してまいります。

<b>【答弁者】</b> 教育長	<b>【発言順位】</b> No.2	<b>【質問年月日】</b> 3年6月23日	<b>【質問議員】</b> 山根 史子 議員
<b>【質問事項】</b>			
6 教職員の働き方改革について (2) 事務のスクラップについて			
<b>【質問要旨】</b>			
・ これまでにどのようなスクラップを行ってきたか。また、今後はどのように行うつもりか。			

**【答弁要旨】**

次に、(2)「事務のスクラップについて」でございます。

県では、教育局幹部職員で構成する働き方改革に係るフォローアップ委員会において、業務削減や業務見直しを積極的に進めてまいりました。

例えば、学校に対して行う調査等については、令和3年度は新型コロナウイルスの影響を受けていない令和元年度と比較して、調査数を319件から237件に約25%削減することとしたところです。

また、初任者研修では、研修体系を見直し、研修内容の質が低下しないよう配慮した上での日数削減やオンラインを活用しての研修に切り替えるなど、負担軽減を進めてまいりました。

今後は、現行の「学校における働き方改革基本方針」に係る取組状況を点検・評価した上で、新たな方針を策定してまいります。

引き続き、最重要課題の一つである教職員の働き方改革を強力に推進してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	3年6月23日	山根 史子 議員
【質問事項】			
7 教員の人材確保策について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本採用教員について、近年の埼玉県の応募の状況や今後の見通し、優秀な人材を確保するための対応について所見を伺う。</li> <li>・ 代替教員が確保できない原因をどのように捉えているのか、また、代替教員を確保するため、どのような対策をとっているのか伺う。</li> <li>・ 簡易な条件で県教育委員会が「臨時免許状」を発行することについて所見を伺う。</li> <li>・ 退職する教員に対する免許の失効を防ぐための働き掛けを着実に実施していただきたいと考えるが、所見を伺う。</li> </ul>			

【答弁要旨】

次に、御質問7「教員の人材確保策について」お答えを申し上げます。

まず、近年の埼玉県の応募の状況や今後の見通し、優秀な人材を確保するための対応についてでございます。

近年の教員採用選考試験の志願者数は年々減少しており、小・中・高・特別支援学校の教員、養護教員、栄養教員全体の志願倍率は、令和元年度実施の試験では4.3倍、令和2年度は4.2倍、令和3年度は3.5倍となっております。

他の自治体でも大量採用が続いていることや、そもそも教員を志願する若者が減少していることなどにより、当面、本県の教員採用選考試験における志願者数の減少が続くことも考えられます。

県といたしましては、このような状況に危機感を持っており、継続的な対策を講じていく必要があると考えております。

そこで県では、優れた人材をより多く確保するため、これまでの取組に加え、新たに本年3月に県内の教員養成大学3校と教員養成の充実や教職の魅力発信のための連携協力協定を締結いたしました。

現在、各大学と具体的な取組内容を協議しておりますが、今後、大学生に加え高校生に対しても教職の魅力を発信していくことなど、優秀な学生を採用できるよう



教職員採用課、小中学校人事課、県立学校人事課

新たな取組を進めてまいります。

次に、代替教員が確保できない原因をどのように捉えているのか、また、代替教員を確保するため、どのような対策をとっているのかについてでございます。

議員御指摘のとおり、近年、育児休業等を取得する教員が増加するとともに、急病など不測の事態の発生により、年間を通して多くの代替教員が必要となっております。

一方で、年度途中からの勤務が可能な登録者が少ないこともあり、代替教員が不足している原因となっております。

県といたしましては、より多くの方々に臨時的任用教員の登録を行っていただけるよう、新たに求人サイトの活用や募集ポスターへのQRコードの掲載など、より登録しやすい環境整備に努めているところです。

次に、簡易な条件で県教育委員会が「臨時免許状」を発行することについてでございます。

教育職員免許法において、臨時免許状は普通免許状を有する者を採用することができない場合に交付できるものとされております。

議員御指摘の事例につきましては、制度の趣旨に必ずしも合致しないことから、簡易な条件での臨時免許状の交付は難しいと考えております。

県といたしましては、引き続き法令にのっとり適切に臨時免許状の交付に努めてまいります。

次に、退職する教員に対する免許の失効を防ぐための働き掛けの着実な実施についてでございます。

議員御指摘のとおり、退職した教員に代替教員となっていただくためには、退職を控えた教員に免許を更新していただくことが有効であると考えます。

県では、教員一人一人に対し、免許状の有効期限等を記載した「所有免許状確認票」を配布するなど、免許が失効することがないように注意喚起を行っております。

特に、退職予定者に対しては、校長が退職後のライフプランを確認する際に意向を聞き取り、免許の更新についての働き掛けを行っております。

引き続き、こうした取組を通じて人材の確保に努めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No. 3	3年6月23日	浅井 明 議員

【質問事項】 <一問一答>

3 特別支援学校の生徒の就職・就労支援について

【質問要旨】

- ・ 特別支援学校の生徒の就職・就労支援において、民間企業の知識・経験を取り入れた支援を実施していく必要があると考えるが如何か。

【答弁要旨】

浅井明議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員お話のとおり、特別支援学校の生徒の就職・就労を進めていく上で、民間企業の知識・経験を取り入れた支援を行うことは、大変重要であると考えております。

現在、特別支援学校においては、企業の人事担当者等を含めた就労支援アドバイザーを、病弱を除く全ての特別支援学校に配置し、就労を希望する生徒、保護者、教員に対し様々なアドバイスを行っております。

また、埼玉労働局と連携し、就労を希望する高等部2年生を対象に、企業の人事担当者、生徒、保護者、教員の四者で面談を行う機会を設けています。

さらに、企業向けに学校公開日を設け、特別支援学校に対する理解を深めていただくとともに、進路担当の教員を対象に、企業の方々から就労について直接お話を伺う機会を設けるなど、学校における進路指導の充実に努めております。

今後とも、特別支援学校の生徒の就職・就労支援が一層促進されるよう、民間企業の知識・経験を取り入れた支援に積極的に取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.3	3年6月23日	浅井 明 議員

【質問事項】 <一問一答>

6 歴史教科書の採択について

【質問要旨】

- ・ 採択過程を公開するなどの改善を指導・助言する考えがあるか、教育長に伺う。

【答弁要旨】

浅井明議員の御質問にお答えを申し上げます。

教科書採択においていかなる疑念も生じさせることのないよう、会議の公開・議事録の公表を行い、採択の公正性、透明性を確保することは、大変重要と考えております。

そこで、県では、平成28年度に教科書採択に関するガイドラインを作成し、採択過程の積極的な公開を市町村に強く働き掛けてまいりました。

こうした取組の結果、教科書採択の時の教育委員会の会議については、直近の令和2年度調査では、14の市町村が一部を非公開としているものの49の市町村が公開しており、全部を非公開とする市町村はございませんでした。

一方、事前に教科書の調査研究等を行う選定委員会や採択地区協議会については、25地区のうち、7地区が公開しているものの、12地区が一部を非公開とし、6地区が全部を非公開としております。

なお、会議の一部または全部を非公開としている18の地区については、静ひつな環境の確保等を非公開の理由としております。

県としては、採択過程の透明性と静ひつな環境の確保は両立できるものと考えており、その旨を市町村に通知しております。

また、県独自で作成した教科書採択に関するリーフレットにおいては、教育委員がその権限と責任の下で主体的に採択を行うため、提供された教科書を十分に活用すべきとし、毎年度、その旨を市町村に指導しております。

今後とも、採択過程の公開が促進されるよう、市町村に対し一層強く働き掛けてまいります。

【再質問事項】

6 歴史教科書の採択について

【再質問要旨】

- ・ 教科書採択の時の教育委員会については14の市町村で非公開となっているとのことだが、今後全ての市町村で公開するよう指導するつもりはあるのか、教育長に伺う。

【再答弁要旨】

再質問にお答えを申し上げます。

教科書採択におきましていかなる疑念も生じさせることがないよう、会議の公開あるいは議事録の公表を行っていただくことは大変重要なことと考えております。毎年、私どもは、各市町村教育委員会に対して指導助言を行っておりますけれども、残念ながら浅井議員の御指摘のとおり、一部非公開のところがあることも事実でございます。

県といたしましては、透明性の確保に向けまして、公表、公開に向けて、引き続き粘り強く働き掛けてまいります。

<b>【答弁者】</b>	<b>【発言順位】</b>	<b>【質問年月日】</b>	<b>【質問議員】</b>
教育長	No.2	3年6月24日	吉良 英敏 議員
<b>【質問事項】</b> <一問一答>			
2 ヤングケアラー支援の更なる推進について			
(1) 更なるヤングケアラー実態調査に向けて			
<b>【質問要旨】</b>			
・ アウトリーチ的な手段も用いながら、実態を把握することが必要だと考えるが、教育長の見解を伺う。			

**【答弁要旨】**

吉良英敏議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校においてヤングケアラー支援を適切に進めるためには、児童生徒の実態を的確に把握することが大切です。

そこで県では昨年7月から9月にかけて県内の全ての高校2年生 55,772人を対象に実態調査を全国に先駆けて実施しております。

実態調査では、25人中1人の高校生がヤングケアラーであることやそのうち約6割の生徒が何らかの支援を求めているとの結果が出ております。

議員御指摘のとおり、学校には、不登校などで日頃の家庭での様子が把握しにくい児童生徒がおり、こうした児童生徒の中には家族の看護や介護が原因で学校に登校できないという事例もございます。

こうしたことから、教員やスクールソーシャルワーカーなどが一人一人の児童生徒に対してより丁寧に個別の状況やニーズを把握した上で関係機関につなぎ、課題解決に結び付けていくことが大切です。

県といたしましては、アウトリーチ的な手段を用いながらより丁寧な実態把握を行い、ヤングケアラーに対する支援を充実してまいります。

**【再質問事項】**

2 ヤングケアラー支援の更なる推進について

(1) 更なるヤングケアラー実態調査に向けて

**【再質問要旨】**

・ 数を把握するための実態調査ではなく、具体的に支援するための調査が必要だと思いが教育長の見解を伺う。

【再答弁要旨】

再質問にお答え申し上げます。

議員から御指摘を頂きましたとおり、高校2年生の中でこれくらいの数のヤングケアラーがいて、しかも支援を必要としている者がこれくらいいるという量的なものは把握ができています。

議員からも御指摘がありましたように、これからは個々具体的にこの子が何を必要としているのかについて、しっかりと把握していくことが更なる支援の充実につながっていくと私自身も思っております。

先ほど申し上げましたように不登校がちな生徒がいてなかなか調査そのものがない場合は、そういう生徒に対してアウトリーチ的な手段を用いながら一人一人のニーズの把握につながるような調査を学校中心にしっかり取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	3年6月24日	吉良 英敏 議員
【質問事項】 <一問一答>			
2 ヤングケアラー支援の更なる推進について			
(2) ヤングケアラー支援を推進するための施策について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヤングケアラー支援のためのハンドブックを通じて、適切な知識を行き渡らせ、ヤングケアラーを見つけ、社会全体で支援するといった目的をどのように果たしていくのか、教育長に伺う。</li> </ul>			

【答弁要旨】

吉良英敏議員の御質問にお答えを申し上げます。

児童生徒に対しヤングケアラーについて正しい知識を指導する上で、ヤングケアラー支援のためのハンドブックを活用することは大変効果的であると考えております。

ハンドブックの作成に当たっては、教育局も協力しながら福祉部で作成を進めており、ヤングケアラーの定義や相談窓口などの内容が盛り込まれることとなっております。

このハンドブックを活用することにより、児童生徒自身がヤングケアラーである場合には、気軽に悩みを相談できる人や専門の窓口があることを知ってもらうことを期待しております。

その他の児童生徒には、周囲には家族の看護や介護をしている友人がいて、理解や支援を必要としていることを知ってほしいと考えております。

また教員には、このハンドブックを活用して、ヤングケアラーがどの学校、どのクラスにもいるという認識の下、児童生徒が自分自身や他人を共に尊重する態度や良好な人間関係を築く力などを身に付けられるよう指導することが求められています。

そのために、ハンドブックを配布する際には、作成の目的はもとより授業などでの活用の方法、留意点などについて具体的に示し、各学校で積極的に活用されるよう促してまいります。

県といたしましては、このハンドブックを活用した指導を通して、ヤングケア

ラーに対する理解と支援が社会全体につながるよう、積極的に取り組んでまいります。

**【再質問事項】**

2 ヤングケアラー支援の更なる推進について

(2) ヤングケアラー支援を推進するための施策について

**【再質問要旨】**

- ・ 教員の負担軽減を考えると、ヤングケアラー支援の前に教員支援を行うべきだと思うが、そのような中でもヤングケアラー支援をしっかりと取り組めるのか、見解を伺う。

**【再答弁要旨】**

再質問にお答えを申し上げます。

教員の多忙化につきまして言及をいただきましたことありがとうございます。

ただ、教員はやはり目の前の子供たちが困っているという状況があれば、それは放っておけないというのが教員の本来の姿であると思っております。

現場の働き方改革を進めながら、ケアラー支援が適切に進むよう取り組んでまいります。

**【再々質問事項】**

2 ヤングケアラー支援の更なる推進について

(2) ヤングケアラー支援を推進するための施策について

**【再々質問要旨】**

- ・ ヤングケアラーについての理解を深め、みんなで支え合える安心な社会とするため、適切な福祉教育が必要と考えるが見解を伺う。

**【再々答弁要旨】**

再々質問にお答えを申し上げます。

様々な家族の状況の中で、家族に対して親御さんですとかあるいはおじいちゃんおばあちゃんですとか兄弟ですとか、いろんな家族に対して自分が家族の中で果たすべき役割として看護や介護を担っていると、そのことを家族から感謝されて誇りに思っているという生徒もいるかもしれません。

ですから一概に私も議員お話しのとおりヤングケアラーを減らすべきだという考えは持っておりません。



ただ、そうした状況の中で自分の思いとは別に、学校に行けないとか、あるいは勉強に時間が割けないとか、部活動が満足にできないとかいう状況があれば、それは学校としては放置できないというふうに思っております。

ヤングケアラーとしての気持ち、立場をしっかりと理解しながら子供一人一人に合った支援ができる学校にしていきたいと思います。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 3年6月24日	【質問議員】 吉良 英敏 議員
【質問事項】 <一問一答>			
2 ヤングケアラー支援の更なる推進について			
(3) 心のケアについて			
【質問要旨】			
・ ヤングケアラーの心のケアについてどのように取り組んでいくか教育長に伺う。			

【答弁要旨】

吉良英敏議員の御質問にお答えを申し上げます。

ヤングケアラーは悩みや不安、葛藤など様々な思いを胸に納め、自分一人で辛さを抱え込んでいることが多いため、心のケアを適切に行っていくことが大変重要です。

学校では、教員やスクールカウンセラーなどが日頃の児童生徒の様子を把握した上で、親身に話を聞くなど児童生徒の気持ちに寄り添った支援を行っております。

また、ヤングケアラーにとって自分の生活や時々気持ちを素直に伝えられる友人がそばにいることも心の支えになり、何でも話し合うことができ、互いに悩みを打ち明けられるような人間関係を作ることも大切です。

私は、ヤングケアラーを含めた全ての子供たちにとって、学校は学びの場であるとともに、教員と子供たち、あるいは子供たち同士の信頼を基にした良好な人間関係の中で、安心して一日を過ごせる居場所であってほしいと考えております。

議員御指摘のヤングケアラーの心のケアにつきましては、このような学校づくりを進める中で、児童生徒一人一人に寄り添いながら、丁寧に対応してまいります。

【再質問事項】

2 ヤングケアラー支援の更なる推進について

(3) 心のケアについて

【再質問要旨】

・ 学校や社会の中に安心してほっとできる場所が必要と考えるが、具体的な考

えを伺いたい。

**【再答弁要旨】**

再質問にお答えを申し上げます。

ヤングケアラーといわれる世代は思春期でございますのでどうしても、自分のことを周りによく見せたいという思いが強い世代でございます。

したがいまして、ケアラーとして家族の介護に当たっている中でも、そのことを余り人に知られたくない、放っておいて欲しいという思いがある子供もいます。

あるいは、そのことを理解して寄り添って欲しい悩みを聞いて欲しいという子供もいます。

一人一人の寄り添い方、黙ってそばに座っていてくれればいいという生徒もおります。

そうした中で、様々な、生徒それぞれの性格などもございますので、その一人一人の人間性にあった支援をしていく必要があるかと思えます。

その中で、議員から御提案のありました図書館ですとか、あるいは、子供によっては部活をやっているならば部室ですとか、自分が肩の力を抜ける場所があるということが、非常に大事だというふうに思っております。

学校の中でなかなか場所に制約があるかもしれませんが、そうした場所を見付けられるように学校にも指導してまいります。

【答弁者】 教育長	【発言順位】 No.2	【質問年月日】 3年6月24日	【質問議員】 吉良 英敏 議員
【質問事項】 <一問一答>			
2 ヤングケアラー支援の更なる推進について			
(4) ヤングケアラー支援へのオンライン環境の活用について			
【質問要旨】			
・ 児童生徒にタブレットが配布されているオンライン環境を、ヤングケアラー支援のために活用していくことについて、教育長の見解を伺う。			

【答弁要旨】

吉良英敏議員の御質問にお答えを申し上げます。

国のGIGAスクール構想により、小中学校では児童生徒一人一人に端末が整備されるとともに、高等学校においてはBYOD方式によるオンライン学習の環境整備が進んでおります。

これにより、一人一人の学習状況に応じた課題を配信するなどの個別最適な学びが可能となります。

また、議員御指摘のとおりヤングケアラー支援の取組を進める上でも、有効に活用できると認識しております。

議員御提案のアンケート調査やオンライン相談、情報提供としての活用につきましては、今後、学校や市町村教育委員会とともに積極的に検討してまいります。

【再質問事項】

2 ヤングケアラー支援の更なる推進について

(4) ヤングケアラー支援へのオンライン環境の活用について

【再質問要旨】

- ・ ヤングケアラーの子供たちが、オンラインでつながることで、子供同士でも心のケアを互いにし合えると思うが、このような視点からもオンラインの活用は有効であると考えて再度伺う。

【再答弁要旨】

再質問にお答え申し上げます。

GIGAスクール構想で整備した端末を使って、児童生徒同士が、悩みを相談

し合うようなツールとして活用したらどうかという御提案と受け止めさせていただきました。

まずは、現状をしっかりと把握させていただいた上で、効果的な方策について更に検討を進めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No. 2	3年6月24日	吉良 英敏 議員

【質問事項】 <一問一答>

2 ヤングケアラー支援の更なる推進について

(5) 特別支援学校でのヤングケアラー支援について

【質問要旨】

- ・ 特別支援学校でのヤングケアラー支援を推進していく上で、その家族、兄弟姉妹といった家庭への支援が必要と考えるが、見解を伺う。

【答弁要旨】

吉良英敏議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員お話しの「きょうだい児」は、障害などのある子供の兄弟姉妹について誰にも相談できずに孤独感を感じたり、自身も支援が必要となるなど、課題を抱えているケースがあると認識しております。

このため、特別支援学校におけるヤングケアラー支援を進めていく上で、児童生徒のみならず家族、兄弟姉妹といった家庭への支援という視点が重要であると考えます。

特別支援学校では、担任の教員や市町村の福祉担当者等の関係者で構成されている支援会議において、生徒が抱える課題等について情報共有をした上で関係機関による支援につなげる取組を行っております。

また、土曜参観日を活用して、「きょうだい児」同士が語り合ったり、悩みを分かち合う場を設けている学校がございます。

その他、学校で実施している保護者会の中で、「きょうだい児」を含め子育て全般について気軽に相談できる機会を設けている学校もございます。

今後、これらの取組を全ての学校に周知するなど、特別支援学校におけるヤングケアラー支援が充実するようしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.3	3年6月24日	梅澤 佳一 議員
【質問事項】			
3 県立高校について			
【質問要旨】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度の県公立高等学校の入学者選抜の状況をどのように総括するのか。</li> <li>・ 受検生から見る県立高校の魅力とは、どのように考えているか。</li> <li>・ 学校や地域へのヒアリング調査を踏まえ、再編整備にどう生かしていくのか。</li> <li>・ コロナ禍での高校生の就職状況はどうなっているのか。また、どのように支援していくのか。</li> </ul>			

【答弁要旨】

御質問3「県立高校について」お答えを申し上げます。

まず、「今年度の県公立高等学校の入学者選抜の状況をどのように総括するのか」についてでございます。

議員御指摘のとおり令和3年度入試の志願倍率は、平成24年度から実施しております現行の入試制度の中で、最も低くなっております。

また、定員を満たすことができなかつた全日制の県立高校は59校あり、近年で最も多くなっております。

一般的に県南部を中心に人口の多い地域の高校では、高倍率になる傾向がある一方で、県北部など人口が減少している地域の高校では、募集人員を確保することが厳しくなってきました。

また、全県的に自分のペースで学習できるという点で私立の通信制高校への進学希望者が増加していること、さらに、私立高校においては建学の精神に基づいて様々な特色ある学校づくりが進められており、私立高校への進学希望者が少しずつ増えていることなどが考えられるところでございます。

私は、本年度の県立高校の志願倍率がこのように低い状況にあることに強い危機感を持っており、今後、中学生にとってより一層魅力ある県立高校づくりに取り組むことで、結果として志願倍率の向上に取り組まなければならないと考えております。

次に「受検生から見る県立高校の魅力とは、どのように考えているか」について

でございます。

令和3年3月に実施した中学校長を対象にしたアンケート調査では、中学生や保護者が感じている県立高校の良い点として「通学時間や通学距離が短いこと」「学校行事や部活動が充実していること」「農業、工業、商業等の専門教育が受けられること」などが上位となっております。

その他、地域との連携・協働に力を入れている学校があることや基礎的なことから学び直しができる学校があることなども県立高校の魅力となっているのではないかと考えております。

次に、「学校や地域へのヒアリング調査を踏まえ、再編整備にどのように生かしていくのか」についてでございます。

現在、県では、平成30年4月に策定いたしました「再編整備の進め方」により、全日制高校について、令和11年4月を目途に現在の134校を121から124校程度に再編することとしております。

県では県立高校の適正規模を1学年当たり6から8学級としており、昨年度、これを下回る規模の高校やその高校が所在する市町の教育委員会及びまちづくりを担当している首長部局と、学校の現状や地域の状況などについて意見交換を行ったところでございます。

学校からは、例えば「小規模校では教員の配置数が少ないため、充実した教育活動や部活動に影響が出ている」といった意見や、「生徒が通学できる範囲に複数の県立高校を残してほしい」といった意見がありました。

また、市町からは、「我々も県立高校と同様に小中学校の統廃合の問題を抱えており県立高校の再編の必要性は理解できる」といった意見や「地域の活性化や人口減少の抑制のため高校の存在は重要である」との意見も頂いております。

今回行いましたヒアリングの内容につきましては、今後の県立高校の再編整備を進める上で貴重な意見として活用していきたいと考えております。

次に、「コロナ禍における高校生の就職状況はどうなっているのか。また、どのように支援していくのか」についてでございます。

埼玉労働局の発表によると、令和3年3月に卒業した県内の高校生の就職内定率は、99.8%となっており、コロナ禍以前の平成31年3月とほぼ変わらない高い内定率となっております。



しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を多く受けた販売業やサービス業などを中心に、高校生の就職状況が厳しくなることが予想されております。

そこで、5月17日に、私自身が県産業労働部雇用労働局長、埼玉労働局長と共に県内経済6団体を訪問し、埼玉県知事、埼玉労働局長、県教育長の3者連名による高校生の就職支援に関する要請を行ってまいりました。

また、県立高校に対しては、キャリア教育を計画的に実施するとともに、ハローワークや企業と情報を共有し、個々の生徒に応じた丁寧な就職指導を一層充実させるよう、校長会議等を通じて指示しております。

さらに、今年度から新たに教育局の担当者がハローワークや経済団体が主催する企業を交えた情報交換会に参加し、エリアを越えた企業の採用情報を全ての県立高校に提供することといたしました。

今後も、関係機関と連携を密に図るとともに、県立高校における就職指導の取組を充実させ、高校生が安心して就職できるよう丁寧に支援してまいります。

県立高校は、30年、50年、100年といった歴史を積み重ねながら、数多くの人材を県内外に輩出するとともに、農業、工業、商業、家庭、看護、福祉といった様々な分野で県内で活躍する人材を育成するなど、大きな役割を果たしてまいりました。

県といたしましては、県立高校に寄せる県民の期待をしっかりと受け止め、一人でも多くの中学生が「この高校で頑張りたい」という希望と意欲をもって入学してくれるような魅力ある県立学校づくりに全力で取り組んでまいります。

# 県議会令和3年6月定例会 文教委員会

(付託議案・報告事項)

## 【付託議案】

頁		説明内容	議決結果
1～3	第88号議案	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち教育局関係	可決
4	第98号議案	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	可決

## 【報告事項】

頁	説明内容
5～22	指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について (長瀬げんきプラザ、小川げんきプラザ、神川げんきプラザ、名栗げんきプラザ、さいたま文学館、川の博物館)
23～24	令和3年度における指定管理者の選定について (名栗げんきプラザ)

令和3年度6月補正予算

# 歳出予算の事業概要

第88号議案 令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）

教育局

# 令和3年度6月補正予算（第6号）の概要

教育局

## 一般会計

1 予算規模	補正前の額	424,605,248千円
	補正額	194,869千円
	補正後の額	424,800,117千円

## 2 歳出予算の内容

(単位：千円)

事業名	補正額	概要
新型コロナウイルス感染症県立学校修学旅行取消料保護者負担軽減事業費	194,869	保護者の経済的な負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行が中止等となった場合のキャンセル料を負担

1 歳出予算（教育委員会所管分）

単位（千円）

款	10 教育費	項	4 高等学校費		目	3 教育振興費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
新型コロナウイルス感染症県立学校修学旅行取消料保護者負担軽減事業費		0	186,450	186,450	国庫支出金 186,450	修学旅行のキャンセル等に伴う保護者負担軽減事業 ・保護者の経済的な負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行が中止等となった場合のキャンセル料を負担

款	10 教育費	項	5 特別支援学校費		目	3 特別支援教育振興費
事業名		補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	事業概要
新型コロナウイルス感染症県立学校修学旅行取消料保護者負担軽減事業費		0	8,419	8,419	国庫支出金 8,419	修学旅行のキャンセル等に伴う保護者負担軽減事業 ・保護者の経済的な負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行が中止等となった場合のキャンセル料を負担

## 第98号議案（埼玉県議会定例会議案① 31ページ）

### 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の概要

#### 1 趣 旨

「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」の一部改正に伴い、介護補償の額の改定等を行う。

#### 2 内 容

##### (1) 学校医等に対する介護補償の月額改定

区 分		現 行	改正案	差 額
常時介護	介護に要する費用を支出して、介護を受けた日があるとき	(上限額) 166,950円	(上限額) 171,650円	4,700円
	親族等による介護を受けた日があるとき	(定 額) 72,990円	(定 額) 73,090円	100円
随時介護	介護に要する費用を支出して、介護を受けた日があるとき	(上限額) 83,480円	(上限額) 85,780円	2,300円
	親族等による介護を受けた日があるとき	(定 額) 36,500円	改定なし	0円

##### (2) その他規定の整備

児童扶養手当法の一部改正に伴い、政令における同法の引用条項が変更となったため、本条例の規定についても同様に改正を行う。

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

# 指定管理者に係る令和2年度事業報告書 及び令和3年度事業計画書について (埼玉県立長瀬げんきプラザ)

指定管理者：株式会社サンアメニティ（平成28年度～令和2年度）  
（令和3年度～令和7年度）

## 1 令和2年度事業報告書の概要

### (1) 管理業務の実施状況

- ア 青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興に関する業務
- イ 利用者の受入及び利用料金の収受に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ 自主事業及びその他の管理業務

### (2) 施設の利用状況（過去5年間）

（単位：人）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	38,960	40,695	42,166	40,991	5,419

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、約1か月間休止した。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、約6か月間休止した。

### (3) 収支状況

（単位：千円）

項 目	決算額 a	予算額 b	決算額と予算額の比較		備考
			差額 c=a-b	差額の発生理由	
1 指定管理料	69,219	69,219	0		
2 利用料金収入	286	8,079	△7,793	宿泊利用者等が見込みを下回ったため	施設使用料
3 自主事業収入	679	32,100	△31,421	給食等の利用者等が見込みを下回ったため	自主事業参加費、給食等負担費
収入合計	70,184	109,398	△39,214		
1 人件費	38,393	44,289	△5,896	常勤職員等の人件費が見込みを下回ったため	
2 施設管理費	13,710	20,819	△7,109	光熱水費等が見込みを下回ったため	光熱水費、修繕費等
3 広報費	1,027	1,000	27	宣伝広報費が見込みを上回ったため	
4 運営事務費	15,900	11,190	4,710	消耗品費等が見込みを上回ったため	消耗品費、通信費、旅費等
5 自主事業運営費	493	32,100	△31,607	給食等運営費等が見込みを下回ったため	自主事業開催費、給食等運営費
支出合計	69,523	109,398	△39,875		
収支差額	661	0	661		

[参考] 指定期間における収支決算額の推移 (単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収 入	103,479	104,515	104,409	100,519
支 出	102,902	104,350	104,205	100,276
収支差額	577	165	204	243

## 2 令和3年度事業計画書の概要

### (1) 基本的な考え方

集団宿泊活動、自然体験活動を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習の振興に資することを実現するために、緑と清流に満ちた秩父地域の豊かな自然の活用や地域社会との連携により、多様な体験活動事業を実施する。

### (2) 事業計画

#### ア 主な内容

- (ア) 青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興に関する業務
- (イ) 利用者の受入及び利用料金の収受に関する業務
- (ウ) 施設の維持管理に関する業務
- (エ) 自主事業及びその他の管理業務

#### イ 施設の利用見込

12,750人

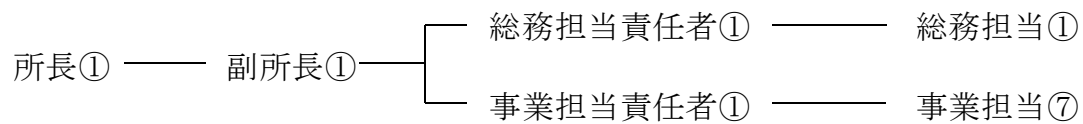
### (3) 収支予算書

(単位：千円、%)

項 目	当年度予算額 a	前年度予算額 b	増減額 c=a-b	増減率(%) c/b*100	備考
1 指定管理料	73,600	69,219	4,381	6.3	
2 利用料金収入	1,950	8,079	△6,129	△75.9	施設使用料
3 自主事業収入	9,395	32,100	△22,705	△70.7	自主事業参加費、給食等負担費
収入合計	84,945	109,398	△24,453	△22.4	
1 人件費	43,050	44,289	△1,239	△2.8	
2 施設管理費	20,400	20,819	△419	△2.0	光熱水費、修繕費等
3 広報費	700	1,000	△300	△30.0	
4 運営事務費	11,400	11,190	210	1.9	消耗品費、通信費、旅費等
5 自主事業運営費	9,395	32,100	△22,705	△70.7	自主事業開催費、給食等運営費
支出合計	84,945	109,398	△24,453	△22.4	
収支差額	0	0	0	0	



(4) 執行体制 12人



※ ○内の数字は、職員数を表す。

# 指定管理者に係る令和2年度事業報告書 及び令和3年度事業計画書について

(埼玉県立小川げんきプラザ)

指定管理者：オーエンス・アイルグループ (平成28年度～令和2年度)  
(令和3年度～令和7年度)

代表法人 株式会社オーエンス  
構成法人 アイル・コーポレーション株式会社

## 1 令和2年度事業報告書の概要

### (1) 管理業務の実施状況

- ア 青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興に関する業務
- イ 利用者の受入及び利用料金の収受に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ 自主事業及びその他の管理業務

### (2) 施設の利用状況 (過去5年間)

(単位：人)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	66,222	68,528	69,397	62,439	17,725

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、約1か月間休止した。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、約6か月間休止した。

### (3) 収支状況

(単位：千円)

項 目	決算額 a	予算額 b	決算額と予算額の比較		備考
			差額 c=a-b	差額の発生理由	
1 指定管理料	86,590	86,590	0		
2 利用料金収入	731	5,160	△4,429	宿泊利用者等が見込みを下回ったため	施設使用料、 プラネタリウム入館料
3 自主事業収入	5,042	32,480	△27,438	給食等の利用者等が見込みを下回ったため	自主事業参加費、 給食等負担費
収入合計	92,363	124,230	△31,867		
1 人件費	52,348	53,500	△1,152	常勤職員等の人件費が見込みを下回ったため	
2 施設管理費	20,260	24,619	△4,359	光熱水費が見込みを下回ったため	光熱水費、修繕費等
3 広報費	643	1,400	△757	宣伝広報費が見込みを下回ったため	
4 運営事務費	9,976	12,231	△2,255	消耗品費等が見込みを下回ったため	消耗品費、通信費、 旅費等
5 自主事業運営費	8,713	32,480	△23,767	給食等運営費等が見込みを下回ったため	自主事業開催費、 給食等運営費
支出合計	91,940	124,230	△32,290		
収支差額	423	0	423		

[参考] 指定期間における収支決算額の推移 (単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収 入	127,722	121,537	124,384	124,620
支 出	126,872	121,166	124,230	126,210
収支差額	850	371	154	△1,590

## 2 令和3年度事業計画書の概要

### (1) 基本的な考え方

集団宿泊活動、自然体験活動を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習の振興に資することを実現するために、自然環境や立地条件を生かした多様な体験プログラムを提供し、地域やボランティアと連携・協力して事業を企画・運営する。

### (2) 事業計画

#### ア 主な内容

- (ア) 青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興に関する業務
- (イ) 利用者の受入及び利用料金の収受に関する業務
- (ウ) 施設の維持管理に関する業務
- (エ) 自主事業及びその他の管理業務

#### イ 施設の利用見込

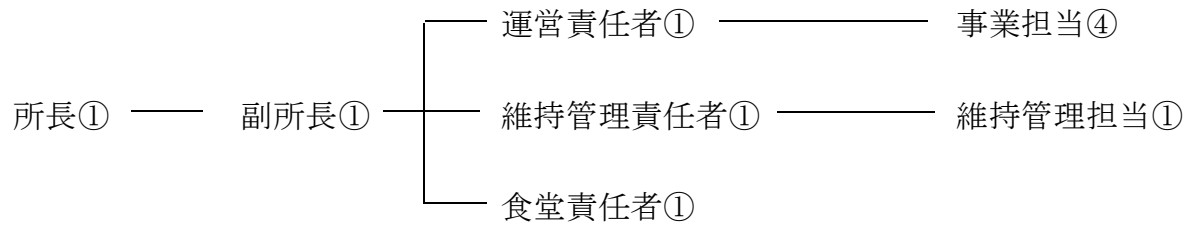
33,000人

### (3) 収支予算書

(単位：千円、%)

項 目	当年度予算額 a	前年度予算額 b	増減額 c=a-b	増減率(%) c/b*100	備考
1 指定管理料	86,590	86,590	0	0	
2 利用料金収入	3,600	5,160	△1,560	△30.2	施設使用料、 プラネタリウム入館料
3 自主事業収入	24,815	32,480	△7,665	△23.6	自主事業参加費、給食等負担費
収入合計	115,005	124,230	△9,225	△7.4	
1 人件費	54,000	53,500	500	0.9	
2 施設管理費	24,400	24,619	△219	△0.9	光熱水費、修繕費等
3 広報費	758	1,400	△642	△45.9	
4 運営事務費	11,032	12,231	△1,199	△9.8	消耗品費、通信費、旅費等
5 自主事業運営費	24,815	32,480	△7,665	△23.6	自主事業開催費、給食等運営費
支出合計	115,005	124,230	△9,225	△7.4	
収支差額	0	0	0	0	

(4) 執行体制 10人



※ ○内の数字は、職員数を表す。

# 指定管理者に係る令和2年度事業報告書 及び令和3年度事業計画書について (埼玉県立神川げんきプラザ)

指定管理者：株式会社東急コミュニティー（平成28年度～令和2年度）  
神川フィールドパートナーズ（令和3年度～令和7年度）

〔代表法人 株式会社東急コミュニティー  
構成法人 特定非営利活動法人国際自然大学校〕

## 1 令和2年度事業報告書の概要

### (1) 管理業務の実施状況

- ア 青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興に関する業務
- イ 利用者の受入及び利用料金の収受に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ 自主事業及びその他の管理業務

### (2) 施設の利用状況（過去5年間）

（単位：人）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	52,979	52,544	53,456	45,886	25,230

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、約1か月間休止した。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、約6か月間休止した。

### (3) 収支状況

（単位：千円）

項 目	決算額 a	予算額 b	決算額と予算額の比較		備考
			差額 c=a-b	差額の発生理由	
1 指定管理料	82,757	82,757	0		
2 利用料金収入	318	2,789	△2,471	宿泊利用者等が見込みを下回ったため	施設使用料
3 自主事業収入	2,232	19,443	△17,211	給食等の利用者等が見込みを下回ったため	自主事業参加費、 給食等負担費
収入合計	85,307	104,989	△19,682		
1 人件費	48,424	51,026	△2,602	常勤職員の人件費が見込みを下回ったため	
2 施設管理費	20,946	17,521	3,425	修繕費が見込みを上回ったため	光熱水費、修繕費等
3 広報費	357	585	△228	宣伝広報費が見込みを下回ったため	
4 運営事務費	11,896	16,414	△4,518	消耗品費等が見込みを下回ったため	消耗品費、通信費、 旅費等
5 自主事業運営費	2,158	19,443	△17,285	給食等運営費等が見込みを下回ったため	自主事業開催費、 給食等運営費
支出合計	83,781	104,989	△21,208		
収支差額	1,526	0	1,526		

[参考] 指定期間における収支決算額の推移 (単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収 入	110,815	108,803	107,953	110,233
支 出	109,920	107,664	107,533	110,908
収支差額	895	1,139	420	△675

## 2 令和3年度事業計画書の概要

### (1) 基本的な考え方

集団宿泊活動、自然体験活動を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習の振興に資することを実現するために、受入事業、自主事業のより一層の充実を図る。また、アドベンチャー教育プログラムを充実させ、学校教育に対して積極的な支援を行う。

### (2) 事業計画

#### ア 主な内容

- (ア) 青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興に関する業務
- (イ) 利用者の受入及び利用料金の収受に関する業務
- (ウ) 施設の維持管理に関する業務
- (エ) 自主事業及びその他の管理業務

#### イ 施設の利用見込

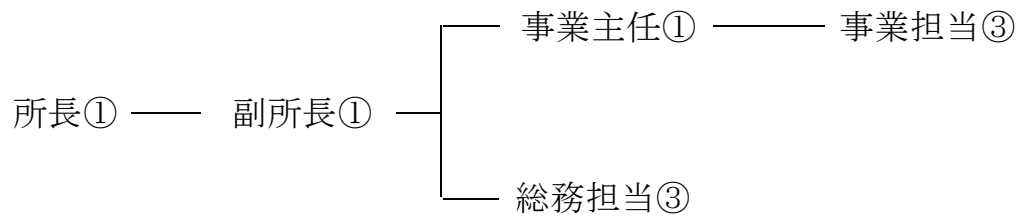
27,000人

### (3) 収支予算書

(単位：千円、%)

項 目	当年度予算額 a	前年度予算額 b	増減額 c=a-b	増減率(%) c/b*100	備考
1 指定管理料	83,280	82,757	523	0.6	
2 利用料金収入	1,955	2,789	△834	△29.9	施設使用料
3 自主事業収入	10,913	19,443	△8,530	△43.9	自主事業参加費、給食等負担費
収入合計	96,148	104,989	△8,841	△8.4	
1 人件費	52,844	51,026	1,818	3.6	
2 施設管理費	16,881	17,521	△640	△3.7	光熱水費、修繕費等
3 広報費	440	585	△145	△24.8	
4 運営事務費	15,070	16,414	△1,344	△8.2	消耗品費、通信費、旅費等
5 自主事業運営費	10,913	19,443	△8,530	△43.9	自主事業開催費、給食等運営費
支出合計	96,148	104,989	△8,841	△8.4	
収支差額	0	0	0	0	

(4) 執行体制 9人



※ ○内の数字は、職員数を表す。

# 指定管理者に係る令和2年度事業報告書 及び令和3年度事業計画書について (埼玉県立名栗げんきプラザ)

指定管理者：名栗フィールズパートナーズ（平成29年度～令和3年度）

〔 代表法人 株式会社東急コミュニティー  
構成法人 特定非営利活動法人国際自然大学校 〕

## 1 令和2年度事業報告書の概要

### (1) 管理業務の実施状況

- ア 青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興に関する業務
- イ 利用者の受入及び利用料金の収受に関する業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ 自主事業及びその他の管理業務

### (2) 施設の利用状況（過去5年間）

（単位：人）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	51,467	53,283	53,478	51,593	17,833

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、約1か月間休止した。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、約6か月間休止した。

### (3) 収支状況

（単位：千円）

項 目	決算額 a	予算額 b	決算額と予算額の比較		備考
			差額 c=a-b	差額の発生理由	
1 指定管理料	88,461	88,461	0		
2 利用料金収入	767	7,287	△6,520	宿泊利用者等が見込みを下回ったため	施設使用料、プラネタリウム入館料
3 自主事業収入	14,156	54,029	△39,873	給食等の利用者等が見込みを下回ったため	自主事業参加費、給食等負担費
収入合計	103,384	149,777	△46,393		
1 人件費	52,245	53,263	△1,018	常勤職員等の人件費が見込みを下回ったため	
2 施設管理費	23,156	26,103	△2,947	光熱水費が見込みを下回ったため	光熱水費、修繕費等
3 広報費	777	880	△103	宣伝広報費が見込みを下回ったため	
4 運営事務費	13,703	15,502	△1,799	消耗品費等が見込みを下回ったため	消耗品費、通信費、旅費等
5 自主事業運営費	13,873	54,029	△40,156	給食等運営費等が見込みを下回ったため	自主事業開催費、給食等運営費
支出合計	103,754	149,777	△46,023		
収支差額	△370	0	△370		



[参考] 指定期間における収支決算額の推移 (単位：千円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
収入	151,376	147,831	148,718
支出	150,018	146,246	151,112
収支差額	1,358	1,585	△2,394

## 2 令和3年度事業計画書の概要

### (1) 基本的な考え方

集団宿泊活動、自然体験活動を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習の振興に資することを実現するために、自然体験活動に関する事業の企画・立案と指導、集団宿泊活動等の指導・助言、生涯学習活動や野外体験活動等に関する支援を行う。

### (2) 事業計画

#### ア 主な内容

- (ア) 青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興に関する業務
- (イ) 利用者の受入及び利用料金の収受に関する業務
- (ウ) 施設の維持管理に関する業務
- (エ) 自主事業及びその他の管理業務

#### イ 施設の利用見込

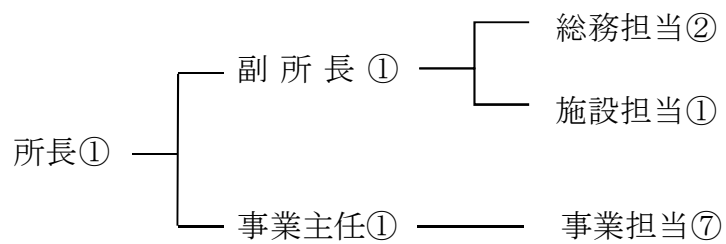
38,000人

### (3) 収支予算書

(単位：千円、%)

項目	当年度予算額 a	前年度予算額 b	増減額 c=a-b	増減率(%) c/b*100	備考
1 指定管理料	88,461	88,461	0	0	
2 利用料金収入	3,578	7,287	△3,709	△50.9	施設使用料、 プラネタリウム入館料
3 自主事業収入	35,840	54,029	△18,189	△33.7	自主事業参加費、給食等負担費
収入合計	127,879	149,777	△21,898	△14.6	
1 人件費	53,226	53,263	△37	△0.1	
2 施設管理費	22,505	26,103	△3,598	△13.8	光熱水費、修繕費等
3 広報費	880	880	0	0	
4 運営事務費	15,428	15,502	△74	△0.5	消耗品費、通信費、旅費等
5 自主事業運営費	35,840	54,029	△18,189	△33.7	自主事業開催費、給食等運営費
支出合計	127,879	149,777	△21,898	△14.6	
収支差額	0	0	0	0	

(4) 執行体制 13人



※ ○内の数字は、職員数を表す。

# 指定管理者に係る令和2年度事業報告書 及び令和3年度事業計画書について (さいたま文学館)

指定管理者：桶川地域文化振興共同事業体（令和元年度～令和5年度）

[ 代表法人 株式会社サイオー  
構成法人 株式会社埼玉新聞社、関東食糧株式会社 ]

## 1 令和2年度事業報告書の概要

### (1) 管理業務の実施状況

- ア 収蔵資料の収集・保存・利用及び図書室の運営に関する業務
- イ 展示室の運営及び普及事業等に関する業務
- ウ 施設等の利用許可及び利用に係る料金の収入に関する業務
- エ 施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- オ その他の業務

### (2) 施設の利用状況（過去5年間）

（単位：人）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	66,188	74,902	77,053	67,999	16,320

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和元年度は約1か月間、令和2年度は約5か月間休館した。

### (3) 収支状況

（単位：千円）

項 目	決算額 a	予算額 b	決算額と予算額の比較		備考
			差額 c=a-b	差額の発生理由	
1 指定管理料	124,342	123,000	1,342	新型コロナウイルス感染症対策に伴う増額	
2 利用料金収入	1,310	5,360	△4,050	施設利用件数が見込みを下回ったため	展示室観覧料、施設利用料等
3 自主事業収入	2,475	5,800	△3,325	カフェの売上が見込みを下回ったため	カフェ、ミュージアムショップの収入等
収入合計	128,127	134,160	△6,033		
1 人件費	42,929	42,576	353	職員人件費が見込みを上回ったため	
2 事務管理費	1,902	2,354	△452	通信費等が見込みを下回ったため	
3 展示室運営費等	25,052	24,895	157	チラシ・ポスターの印刷費等が見込みを上回ったため	
4 図書室運営費	5,332	5,130	202	消耗品費が見込みを上回ったため	図書整備費用等
5 広報費	2,065	2,035	30	ホームページの作成費が見込みを上回ったため	
6 施設管理費	48,539	51,370	△2,831	光熱水費が見込みを下回ったため	光熱水費、維持管理費等
7 自主事業運営費	3,144	5,800	△2,656	カフェの運営費が見込みを下回ったため	カフェ、ミュージアムショップの運営費等
支出合計	128,963	134,160	△5,197		
収支差額	△836	0	△836		

[参考] 指定期間における収支決算額の推移（単位：千円）

項目	令和元年度
収入	132,872
支出	129,923
収支差額	2,949

2 令和3年度事業計画書の概要

(1) 基本的な考え方

県と連携・協働し、本県の文学及び文字・活字文化の振興を目的に「文字で思考、創造、表現する楽しさの提供」を基本方針とし、文学活動の拠点として広く県民に来館いただくように努める。

(2) 事業計画

ア 主な内容

- (ア) 収蔵資料の収集・保存・利用及び図書室の運営に関する業務
- (イ) 展示室の運営及び普及事業等に関する業務
- (ウ) 施設等の利用許可及び利用に係る料金の収入に関する業務
- (エ) 施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- (オ) その他の業務

イ 施設の利用見込

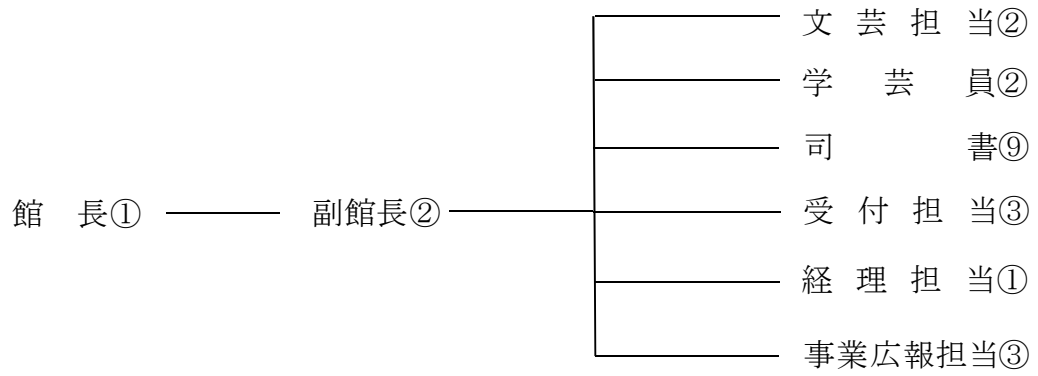
44,000人

(3) 収支予算書

(単位：千円、%)

項目	当年度予算額 a	前年度予算額 b	増減額 c=a-b	増減率(%) c/b*100	備考
1 指定管理料	122,800	123,000	△200	△0.1	
2 利用料金収入	5,360	5,360	0	0	展示室観覧料、施設利用料等
3 自主事業収入	1,300	5,800	△4,500	△77.5	カフェ、ミュージアムショップの収入等
収入合計	129,460	134,160	△4,700	△3.5	
1 人件費	43,189	42,576	613	1.4	
2 事務管理経費	5,404	2,354	3,050	129.5	通信費、消耗品等
3 展示室運営費等	24,895	24,895	0	0	展示室運営、普及事業等
4 図書室運営費	5,434	5,130	304	5.9	
5 広報費	2,035	2,035	0	0	
6 施設管理費	47,203	51,370	△4,167	△8.1	光熱水費、維持管理費等
7 自主事業運営費	1,300	5,800	△4,500	△77.5	カフェ、ミュージアムショップの運営費等
支出合計	129,460	134,160	△4,700	△3.5	
収支差額	0	0	0	0	

(4) 執行体制 23人



※ ○内の数は、職員数を表す。

# 指定管理者に係る令和2年度事業報告書 及び令和3年度事業計画書について (埼玉県立川の博物館)

指定管理者：株式会社乃村工藝社（平成30年度～令和4年度）

## 1 令和2年度事業報告書の概要

### (1) 管理業務の実施状況

- ア 収蔵資料の保存、管理及び利用に関する業務
- イ 常設展・企画展・特別展等の実施に関する業務
- ウ 教育普及及び学校教育の支援に関する業務
- エ 来館者の受入対応及び広聴広報事業に関する業務
- オ 他の団体との連携に関する業務
- カ 施設等の利用に関する業務
- キ 施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

### (2) 施設の利用状況（過去5年間）

（単位：人）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入場者数	159,345	155,617	155,484	132,301	55,563

※平成30年度から令和元年度にかけて大水車の解体工事を実施（約4か月間）

※令和元年度は、台風被害のため約1か月間休館（一部施設の使用中止は令和2年度末まで）、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため約1か月間休館

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため約5か月間休館

### (3) 収支状況

（単位：千円）

項 目	決算額 a	予算額 b	決算額と予算額の比較		備考
			差額 c=a-b	差額の発生理由	
1 指定管理料	243,913	238,370	5,543	新型コロナウイルス感染症対策に伴う増額	
2 利用料金収入	16,600	35,405	△18,805	供用休止等により観覧者数等が見込みを下回ったため	入場料、駐車場収入等
3 その他収入	1,985	842	1,143	図録収入等が見込みを上回ったため	図録収入、補助金・負担金等
4 自主事業収入	5,734	13,450	△7,716	レストラン収入が見込みを下回ったため	レストラン収入等
収入合計	268,232	288,067	△19,835		
1 人件費	129,538	116,809	12,729	雇用形態変更のため及び常勤人件費等が見込みを上回ったため	
2 事務・管理経費	6,398	7,604	△1,206	消耗品等が見込みを下回ったため	消耗品、旅費等
3 情報システム運用費	6,679	7,211	△532	システム更新費等が見込みを下回ったため	PC借上料等
4 展示・教育普及事業費	7,887	13,442	△5,555	企画展等経費が見込みを下回ったため	特別展・企画展開催費等
5 広報費	3,833	7,407	△3,574	施設案内印刷費等が見込みを下回ったため	
6 施設管理費	108,064	122,144	△14,080	雇用形態変更のため及び修繕費等が見込みを下回ったため	光熱水費、施設維持管理費
7 自主事業運営費	10,585	13,450	△2,865	レストラン運営費が見込みを下回ったため	レストラン運営費等
支出合計	272,984	288,067	△15,083		
収支差額	△4,752	0	△4,752		

[参考] 指定期間における収支決算額の推移（単位：千円）

項目	平成 30 年度	令和元年度
収入	281,901	281,405
支出	288,238	290,974
収支差額	△6,337	△9,569

## 2 令和 3 年度事業計画書の概要

### (1) 基本的な考え方

荒川を中心とする埼玉の河川と人々の暮らしとのかかわりに関する資料の収集、保管及び調査研究を行うとともに、その活用を図り、もって教育、学術及び文化の発展に寄与する。

### (2) 事業計画

#### ア 主な内容

- (ア) 収蔵資料の保存、管理及び利用に関する業務
- (イ) 常設展・企画展・特別展等の実施に関する業務
- (ウ) 教育普及及び学校教育の支援に関する業務
- (エ) 来館者の受入対応及び広聴広報事業に関する業務
- (オ) 他の団体との連携に関する業務
- (カ) 施設等の利用に関する業務
- (キ) 施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

#### イ 施設の利用見込

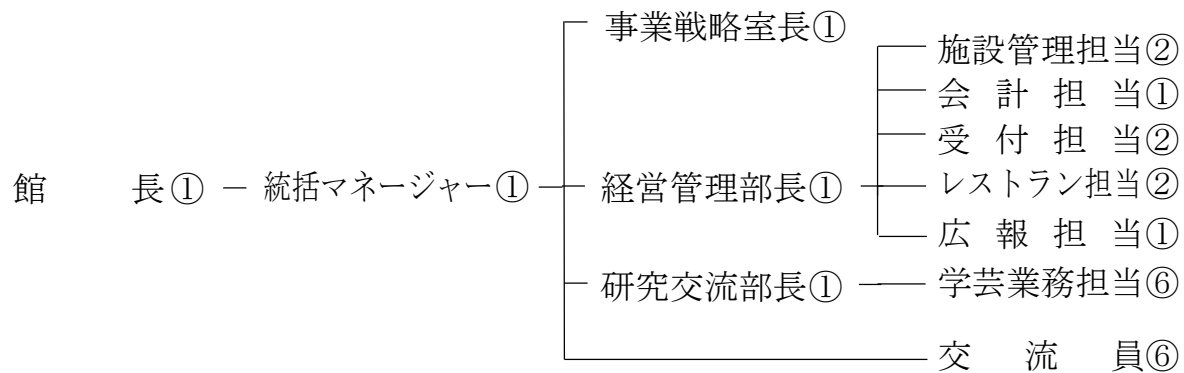
129,000人

### (3) 収支予算書

(単位：千円、%)

項目	当年度予算額 a	前年度予算額 b	増減額 c=a-b	増減率(%) c/b*100	備考
1 指定管理料	238,211	238,370	△159	△0.1	
2 利用料金収入	32,790	35,405	△2,615	△7.4	入場料、駐車場収入等
3 その他収入	842	842	0	0	広告費等
4 自主事業収入	12,450	13,450	△1,000	△7.4	レストラン収入等
収入合計	284,293	288,067	△3,774	△1.3	
1 人件費	126,021	116,809	9,212	7.9	
2 事務・管理経費	7,804	7,604	200	2.6	消耗品、旅費等
3 情報システム 運用費	7,211	7,211	0	0	PC借上料等
4 展示・教育普及 事業費	10,379	13,442	△3,063	△22.8	特別展・企画展開催費等
5 広報費	7,007	7,407	△400	△5.4	
6 施設管理費	113,421	122,144	△8,723	△7.1	光熱水費、施設維持管理費
7 自主事業運営費	12,450	13,450	△1,000	△7.4	レストラン運営費等
支出合計	284,293	288,067	△3,774	△1.3	
収支差額	0	0			

(4) 執行体制 25人



※ ○内の数は、職員数を表す。



# 令和3年度における指定管理者の選定について

令和3年度末に指定期間が終了する施設について、令和4年度からの指定管理者を次のとおり選定する予定です。

## 1 埼玉県立名栗げんきプラザ

### (1) 施設の概要

#### ア 所在地

飯能市上名栗1289番地の2

#### イ 主な施設内容（詳細については別紙のとおり）

恵まれた自然環境の中で、集団宿泊活動や自然体験活動を通して、青少年の健全育成と県民の生涯学習活動の振興を図る社会教育施設である。

〔 宿泊室12室、集会室、プラネタリウム館、会議室、食堂、浴室、  
キャンピングセンター、避難所、キャンプ場、広場、オリエンテーリ  
ングコース、遊歩道 〕

### (2) 選定方法

公募により選定する。

### (3) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

## 2 今後のスケジュール

時 期	項 目
7月上旬～	募集要項の配布 (現地説明会の開催)
9月上旬～	申請書の受付 選定委員会の審査（外部有識者等で構成）
10月下旬	指定管理者候補者の選定
12月議会	指定議案の提出
令和4年1月	指定管理者の指定、告示
2月議会	令和4年度当初予算案の提出
3月下旬	協定書の締結
4月1日	指定管理業務の開始

## 埼玉県立名栗げんきプラザの概要

施設名	埼玉県立名栗げんきプラザ
設置年月	昭和56年7月 名栗少年自然の家設置 平成15年4月 名栗げんきプラザに再編
所在地	飯能市上名栗1289番地の2
設置目的	集団宿泊活動、自然体験活動等を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習の振興に寄与する。
施設概要	<p>県立奥武蔵自然公園の豊かな自然環境の中で、集団宿泊活動や自然体験活動を通して、青少年の健全育成と県民の生涯学習活動の振興を図る社会教育施設である。</p> <p>伊豆ヶ岳と武川岳に囲まれた約10万㎡の敷地内には小川も流れ、キャンプやオリエンテーリングなどを楽しむことができる。</p> <p>1 敷地面積 107,893㎡</p> <p>2 主な施設</p> <p>ア 本館 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積4,125㎡</p> <p>イ キャンピングセンター 木造(一部RC造)2階建 延床面積206㎡</p> <p>3 利用定員</p> <p>宿泊室 200名</p> <p>プラネタリウム館 200名</p> <p>食堂 200名</p> <p>集会室 90名</p> <p>バンガロー 76名</p>
施設内容	宿泊室12室、集会室、プラネタリウム館、会議室、食堂、浴室、キャンピングセンター、避難所、キャンプ場、広場、オリエンテーリングコース、遊歩道

# 文教委員会質疑・質問事項

議事堂 5 階 第 8 委員会室  
 令和 3 年 6 月 2 8 日 (月)  
 10:00 開会～11:53 閉会  
 (休憩 11:10～11:23)

## 1. 議案

【第 88 号議案 令和 3 年度埼玉県一般会計補正予算（第 6 号）のうち教育局関係】

- Q： 今回の修学旅行のキャンセル料について、どのように積算されたのかまず伺う。  
 2 点目に、学校内で感染者が出て、急遽、修学旅行をキャンセルした場合の対応について伺う。  
 3 点目、本年度、既に修学旅行が中止になり、キャンセル料が発生している学校があれば伺う。また、キャンセル料が発生している学校があった場合、キャンセル料の父母負担についてはどのように考えているか伺う。  
 4 点目、昨年度、コロナウイルスの影響により、修学旅行等のキャンセル料が発生した学校は何校あったか。また、県が負担したキャンセル料はいくらだったのかを伺う。

(高校教育指導課長)

- A： まず 1 点目の令和 3 年度の積算根拠ですが、修学旅行の費用は上限が決まっておりますので、その上限額の 5% 相当、これが企画を行った時点で発生するキャンセル料となります。この金額に修学旅行を実施する学校の対象生徒全員分を掛けて積算した額となります。  
 続きまして、2 点目の校内で感染者が出て、急遽修学旅行をキャンセルした場合の対応についてどうするのかということですが、例えば直前に感染者が出て、やむを得ず修学旅行をキャンセルした場合でも予算の範囲内で対応したいと考えています。  
 続きまして、3 点目、本年度既に修学旅行が中止になりキャンセル料が発生した学校ですが、今年度 4 月から 6 月に修学旅行を計画していた県立学校は、延べ 25 校ありまして、その中で中止や延期とした学校は 17 校あります。その中で、中止や延期をしたことでキャンセル料が発生している学校は、6 月 23 日現在、県立高校で 8 校、県立特別支援学校で 2 校ございます。また、既に修学旅行が中止になり発生しているキャンセル料についてはどのような考えかについてですが、既に発生しているキャンセル料につきましても保護者の経済的負担の軽減の観点から補填したいと考えています。  
 4 点目でございますが、昨年度県が負担したキャンセル料がいくらかということですが、昨年度延べ 101 校ございまして、総額 8,261 万円程度でございます。

- Q： 予算額が 1 億 9486 万 9000 円ということで、先ほど算出根拠について、全ての県立学校に修学旅行の費用に 5% を掛けて算出するということがあったが、本県では今まで学校ごとに行くところは様々であり、海外に行くこともあると思うが、上限額は決まっているということであったが、国外の場合の上限はあるのか。

(高校教育指導課長)

- A： 修学旅行費用の上限ですが、県立高校の場合は、国内は 9 万 5,000 円、国外は 10 万円となっております。なお、外国語科を設置している学校は 13 万円となっております。

**Q：** 外国語科を設置しているところは、上限13万円ということであり、海外に行くこともあると思うが、具体的には何校ぐらいあるのか。

(高校教育指導課長)

**A：** 昨年度の修学旅行では海外は1校もありませんでした。それ以前の海外修学旅行の実施校については手元に資料はございません。

**Q：** これは国のコロナ関係の臨時交付金を使うので県の持ち出しはないのか、確認したい。

(高校教育指導課長)

**A：** 県の持ち出しについてはございません。

**Q：** 4月から6月で25校予定していたうち、17校が中止・延期となっており、そのうち特別支援学校を含めて10校キャンセル料が発生したということになっているが、中止・延期をした17校のうち、10校は中止をしたという理解でよいのか、残りの7校は延期をしたという理解でよいのかを伺いたい。

(高校教育指導課長)

**A：** 今年度4月から6月で修学旅行を中止・延期した学校のうち、6月23日現在県立高校で8校、特別支援学校で2校、計10校でキャンセル料が発生しており、延期をしている7校については、まだキャンセル料が出るかどうかは不確かとなっています。

**Q：** 25校のうち8校は予定通り実施できた、10校は中止をした、延期は7校と、それぞれ判断がばらけているが、教育局として、実施、中止あるいは延期の検討をする際の基準を示しているのか。それとも学校の判断に任せているのか。当然年間の行事日程も違ったり、様々な環境の違いもあると思うのだが、そこを教えてください。

(高校教育指導課長)

**A：** 修学旅行は、学習指導要領で位置付けられている教育活動でありまして、大変重要な意義深い活動であると考えています。県といたしましては、実施の可否につきましては、目的地の状況、現地の医療体制、そして生徒の心情、また保護者の十分な理解を基に、学校において適宜判断を行うということで指導をしております。

**Q：** キャンセルになった場合のキャンセル料を負担していただくのはもちろん大きなことであるが、相当学校も迷うのではないかと思う。実施又は中止の判断を行うのは一番苦しい決断ではないかと思う。また、生徒のことを考えると、何とか行かせてあげたいと思う。延期をする判断について一定の基準があってもよいのではないかと思うがどうか。伺いたい。

(高校教育指導課長)

**A：** 一定の基準を示すということではありますが、修学旅行の実施時期は、学校によって様々です。また事前学習や事後学習も様々で、探究活動の集大成に位置付けている学校も多くあります。学校としても、校長としてもできる限り実施はしたい、けれども感染も心配であるということで、判断は非常に迷うところと聞いています。

例えば、沖縄が緊急事態宣言になったという状況を踏まえれば、校長は判断できると思いますが、状況が時期によっても様々、学校の事情も様々ということで、一律に「これだったら中止」という基準はなかなか難しいと考えています。感染防止対策を十分に取しながら、実施の判断を行うように、今後も校長には指導をしていきたいと思っています。

**○** 生徒や保護者の方々が学校の判断に対して批判的な声が上がったり、納得のできないようなことは少なくとも避けてほしいと思うので、生徒や保護者への説明について

も十分丁寧にやっているとは思いますが、引き続き取り組んでいただきたい。（意見）

**【第98号議案 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（保健体育課）】**

**Q：** 98号議案について伺う。1点目として、介護補償とはどのようなものなのか。また、今回の改正点はどのようなものなのか。  
2点目、「常時介護」と「随時介護」について具体的に異なる点について伺う。  
3点目、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師はそれぞれ何人いるのか。また、過去に本県での適用事例は、どれくらいあるのか。以上3点について伺いたい。

（保健体育課長）

**A：** 第98号議案の条例に関しましてお答えをさせていただきます。

まず一つ目の御質問、介護補償とはどのようなものか。また、改正点についてお答え申し上げます。介護補償につきましては、学校医等が公務災害による障害のために、常時又は随時の介護が必要となった場合に支給されるものでございます。例えば、有料の介護サービス等を利用する場合などには、上限額の範囲内での費用が支給されます。また、親族等により介護が行われた場合でも、定額が支給されることとなります。今回の改正点につきましては、条例で定めるそれらの月額の上限額及び定額を、それぞれ増額するものでございます。

続いて御質問二つ目、「常時介護」と「随時介護」はどのように違うのかということについてでございます。まず、「常時介護」でございますが、こちらは歩行や排泄、食事といった日常生活を送るための動作につきまして、常に介護が必要とされる状態のことを指してございます。一方で「随時介護」とは、歩行等の一部の動作を介護することによって自立が可能である、そういった場合など、生活の一部において介護が必要な状況を指してございます。

続きまして、最後に御質問三つ目でございます。県立学校の学校医等の人数、並びに過去の本県での適用事例についてでございます。令和3年4月1日現在、学校医が723名、学校歯科医が241名、学校薬剤師が205名の合計1,169名となっております。なお、本条例制定の昭和32年以降これまで、県立学校の学校医等での適用事例はございません。以上でございます。

**Q：** 学校医、学校歯科医は分かるが、薬剤師はどういう目的で配置されているのか、薬剤師の役割について伺いたい。

それから2点目として、公務災害の実績は県としてないという点では大変よろしいかと思うが、全国的にはどういうケースが考えられるのか紹介していただきたい。

それから3番目に、常時介護で4,700円今回の改正案で上がっている。それから随時介護で2,300円と、それから親族等に介護を受けた日があるときには100円だけアップして、随時介護の場合は改定なしと、この辺の根拠について説明をお願いしたい。

（保健体育課長）

**A：** まず1点目、薬剤師の配置の目的及び役割でございますが、こちらにつきましては、定期的な水道水の水質検査あるいは教室等の空気環境検査や場合によっては給食施設の衛生検査といった仕事をしていただいております。また、子供たちの薬に関する相談等についても随時対応していただいております。

御質問二つ目、公務災害の実績、全国的なケースについてでございます。大変申し訳ございませんが、全国的なケースについては、承知してございません。ただ、平成13年度以前に、本県の条例が市町村立の学校医等にも適用されていた時代が

ございます。その際には2件事例がございまして、こちらは機材運搬中の転倒による怪我、それから学校に向かう途中の事故この2件が過去にはございます。いずれも県立学校ではございません。

三つ目の質問でございます。今回の額の改定の根拠でございます。これらにつきましては、まず、介護補償につきましては国家公務員災害補償法に規定する補償額と同等程度となるよう定めております。その上限額につきましては、特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給を参考とされております。また、定額につきましては、最低賃金の全国加重平均を参考として規定で定められております。以上でございます。

**Q： 常時介護の場合には、例えば機材の運搬中に倒れて頭を打って頸椎損傷になってしまった場合、常時介護が必要になったりすると思うが、誰かに介護を頼む場合と親族が会社を辞めて介護をするという場合もあると思う。そういう親族が介護する場合、補償額が安くなってしまうのはいかがなものかと思うがどうか。**

(保健体育課長)

A： 委員御指摘のとおり、いろいろなケースが考えられます。ただ、一方でこの補償につきましては、障害補償というものもございます。障害が残った場合に、そこに対する補償額も介護とは別にあり、そちらでカバーする仕組みもございます。そういったものを活用いただきながら、介護等に当たっていただくことになるかと存じます。以上でございます。

## 2. 行政報告

### **【指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について】**

**Q： 6施設のものが出されているが、それぞれコロナの影響で施設利用される方は令和元年度より2年度の方が更に減っている。令和3年度の事業計画においても施設の利用見込みが出ているが、コロナの影響があって数字を出すのは難しいかと思うが、どのような基準で算出したのか。利用者によって、利用料、入館料、駐車場料などが変わってくると思うので、見込みの出し方を教えていただきたい。**

(生涯学習推進課長)

A： げんきプラザの4所でございますが、基本的には1年間を通じて開所するという前提で、昨年度、一昨年度の利用者の状況等を勘案し、見込んだものでございます。

(文化資源課長)

A： 川の博物館及びさいたま文学館につきましても、基本的にはげんきプラザと同様でございます。1年を通して開館できることを前提とし、新型コロナウイルスの影響による利用人数の制限などが、どの程度来館者に影響があるのかといったところを見込んだ上で、計画を立てております。

**Q： 宿泊を伴う施設だと、当然、衣食住を共にすることになり、給食の方も人が来ないということによりマイナスが増えていったと思うが、赤字になった場合にどう補填していくかということは運営していく上で大事なことだと考える。そういったところに関しての県の考えを聞かせていただきたい。**

(生涯学習推進課長)

A： コロナ禍の中、げんきプラザもできるだけ開所していきたいというところがあります。我々とする、感染防止対策を万全にするということがまずは第一だと考えています。様々な対策があるかと思いますが、施設の利用定員を半分程度に減らすとか、あるいは食堂にはパーテーションで仕切って飛沫が飛ばないようにするとか、

事業についてもあまり密にならないようにするだとか、様々な工夫を施した上で、万全な体制で開所していくということで指定管理者と相談しながらやらせていただいています。

**Q：** なるべく運営はしていただきたいし、休館のないようにしていただきたい。そうすると、今の答弁の中で、感染予防対策をよりしっかりしていくと、パーティションなど消耗品が多くなっていくと思うが、そういったものは、それぞれの運営事務費なのか、施設管理費なのか。

(生涯学習推進課長)

**A：** パーティションですとか、アルコール消毒液ですとか、そういったものは、運営事務費に入っております。

**Q：** 指定管理の報告・計画について、特に、名栗げんきプラザの報告書の「学校団体等への活動支援の充実」というところで、県内外の小中学校の利用促進のための広報活動を行ったとなっていて、県内外の「外」と入っているのは名栗げんきプラザだけである。県民の皆様に資する理由で作られていると思っていた。「県内外」と記されているところと言うと、「青少年の健全育成」、「県民の生涯学習活動の振興」というところの「青少年の健全育成」が、県という括りではないという判断でよいか。

(生涯学習推進課長)

**A：** 基本的には埼玉県にとというのが大前提にあると考えています。ただ、名栗につきましては、地理的な状況もございまして、多摩地域などから来る小中学校の利用も結構多いこともございます。そういった意味では、埼玉県の青少年の健全育成と併せて県の外の方々の利用も並行して行っているという状況でございます。

**Q：** 地理的な要因だというのはそうかなと思うところはあるが、外に開くこと自体、私は悪くないと思っている。問題としては他のげんきプラザや生涯学習の振興に資する施設に関しても同じような考え方でそれをやっているのかどうか。報告書の中にはここしか出ていない。名栗は多摩地域に近いが、神川は群馬に近い。そういうことが統一されているのか非常に気になる。

(生涯学習推進課長)

**A：** 県立の施設ですので、基本的には県民の方に利用していただくのが大前提と考えています。先ほども申し上げましたとおり、地理的な状況がございます。神川げんきプラザも群馬との県境にございますので、そういったところとの連携も見据えながら運営をしているところでございます。

小川あたりはなかなか他県から来づらいため、少ないと思っております。基本的にはそれぞれのげんきプラザの立地状況ですとか、実状に応じた形で裾野を広げていくということは県としても支援していきたいと考えております。

**Q：** ちなみに、県外利用者の数は把握できているのか。

(生涯学習推進課長)

**A：** 把握はしておりますが、すぐに数字が出てこないのをお待ちいただけますでしょうか。

**Q：** 今でなくて結構ですので、資料要求という形でお示しいただきたい。

県民の皆様に資することが目的という理解をしていたが、一方で経営の角度から見てどこまで県外にPRを行っていかないと成り立たないのかということもひとつ考えなければいけない。

統一性も非常に大切だと思うが、げんきプラザが老朽化しつつある状況の中でどうやったら維持、発展できるかということところにも関係してくるところだと思う。

**そういったことを念頭において、県当局としてそれぞれのげんきプラザに対しての指導・助言をしていった方がよいと思うがいかがか。**

(生涯学習推進課長)

A： 大変貴重なご意見を頂きありがとうございます。  
そういったことも踏まえて、今後もげんきプラザの指導・支援をしていきたいと思えます。

**Q： 1点お伺いする。**

**コロナ禍等で利用者数が大幅に落ち込んで、利用料金収入も大きく減少していると思うが、指定管理者の支払われる指定管理料というのは、利用者の数に応じて変化はしないという考え方でよいのか。**

(生涯学習推進課長)

A： げんきプラザにつきましては、基本的に大きな収入は、県からの指定管理料、利用者からの利用料金収入、自主事業による収入ということになりますが、利用料金収入が落ちる一方で、施設を開けないことにより光熱水費等が減少することとなります。げんきプラザにおいては、両者が同程度となるため、施設の維持管理や人件費に充てられる指定管理料はあまり変わらないというのが実情です。

(文化資源課長)

A： 川の博物館及びさいたま文学館につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、施設を利用休止したことに伴う影響により、利用料収入が減少しているところです。

特に、川の博物館は、展示室のほか、荒川わくわくランドなど複数の有料体験設備を有しております。休館や利用人数制限による減収額が大きくなっています。

また、さいたま文学館は、展示室のほか200名が収容できる文学ホールを含め六つの貸室を有しておりますけれども、やはり休館に伴い貸室の利用回数が前年度に比べかなり減っており、大幅な減収となっています。

川の博物館及びさいたま文学館は、収入の減少額が支出の削減額を上回る見込みとなったため、基本協定に基づく指定管理者からの協議の申出により、金額を精査し、委託料の増額を行ったところです。

**Q： 指定管理者に関しては、利用者の変動でも大きな影響はないということで承知した。しかし、施設の中で再委託している部分、例えばカフェなど部分的に別の業者に発注している場合もあると思うが、そういうところは施設が休止してしまうと全く収入のない状態になると思う。施設を構成する事業者という意味では一体だと思いが、指定管理料の枠外となってしまうと思う。こういった業者への手立ては考えているのか。**

(生涯学習推進課長)

A： げんきプラザにつきましては、食堂の業者などはそういった位置付けにあると思えます。指定管理者が再委託を結んで運営しているところですので、指定管理者がどのように位置付けるかというのもあると思えます。また、再委託先の業者はこの業務以外にも様々な業務を行っていますので、その他の様々な給付金などの支援を受けられる余地もあるかと思えます。そういったところに対応するものと考えております。

(文化資源課長)

A： さいたま文学館には、文学館に併設するカフェがございます。こちらは、指定管理者が自主事業として運営しているものですが、昨年度、新型コロナの影響から事業の収支が悪化し、令和3年4月から一時休業となっております。こちらにつきましては、やはり利用者のサービスに関する部分でもございますので、なるべく早期の再開を図るよう、指定管理者、桶川市とも協議をしながら、今後取り組んでいきたいと考えております。



**Q：** 県はあくまでも指定管理者に管理させているということなので、指定管理者が再委託している事業者の状況を余り把握していなかったり、事業者への支援に関与していなかったりするのか。

(生涯学習推進課長)

A： 指定管理者が再委託する際には県に協議をする必要がありますので、どのような業者を再委託しているかは把握しております。ただ、委託の相手方に対して、コロナについてどのように対応しているかの詳細に関しては把握しておりません。

また、たとえば、神川については東急コミュニティーが中心となって、神川ワールドパートナーズといった団体を作って指定管理を受けているので、こういった形で、団体の構成員ということであれば、我々も直接様々な支援や助言ができると考えております。

(文化資源課長)

A： 先ほどの答弁で1点訂正がございます。再委託ということでお尋ねいただきましたが、さいたま文学館のカフェにつきましては、再委託ではなく指定管理者の方で自主事業として運営している施設でございます。

**Q：** 資料3-2のげんきプラザの令和3年度事業計画書について、小川げんきプラザについては4・5月の自主事業について中止と書かれているが、長瀬だと4～6月の自主事業については中止となっていない。同じく、神川の4～6月も中止になっていない。コロナ禍ではあるが、小川以外については予定どおり実施されたという理解でよろしいか。

(生涯学習推進課長)

A： この資料については指定管理者と調整をして、5月末現在の状況ということで作成させていただきました。その際、小川については4・5月の事業の中止が決定しておりましたので、このような形で記載いたしました。その他のところについては、中止にするのか延期にするのか未確定であったため、こうしたところは、中止とも延期とも記載しておりません。

実際にはコロナの期間中であるため、中止や延期になったものがほとんどでした。

(文化資源課長)

A： 川の博物館につきましては、計画していたゴールデンウィークまつり等の事業は中止したため、事業計画書に書き加えさせていただきました。さいたま文学館につきましては、5月末までの事業では中止を要するものはございませんでした。

**Q：** 資料3-1の利用見込みについて、現時点で中止や延期になっている事業が出てきているため、結果的に下方修正される可能性が高いという理解でよろしいか。

(生涯学習推進課長)

A： 今年度の利用見込み数について、中止であれば0だが、延期であれば年度の後半等にできるだけ実施したいと考えておりますし、状況によってはここに載っていない新たな事業を行う予定もあるということです。できるだけ利用見込みに近づき、超えるような事業の実施を我々も目指しておりますし、そのようにげんきプラザも考えております。

(文化資源課長)

A： さいたま文学館及び川の博物館につきましても同様に中止・延期となった事業がございます。先ほど5月末までの状況としては、さいたま文学館は中止・延期はないと御説明いたしましたが、6月に入ってから、やはり中止・延期となった事業もがございます。このような事業につきましては、年度内の日程で内容や規模を変えて開催できるかどうか、できれば開催するという方向で検討を続けているところでございます。

**Q：** コロナ禍で利用者が減っており、事業ができていないという状況の一方で、人件費等の固定の経費がかかるのはやむを得ないと思うが、事業ができていないことによって、出るものが出ていかないという面もあると思う。その場合に、協定等で決まっている指定管理料はコロナ禍を受けて、下方修正される可能性はないのか。

(生涯学習推進課長)

**A：** 指定管理料の増減については、今後1年間の状況を見て、年度の後半にかけて精査していくものと思っております。ただ、げんきプラザについては、人を呼んでの事業は難しいが、例えばオンラインでの事業として、参加者にあらかじめキットを送っておいてオンラインで同じものを作成するという事業も始めておりますし、施設の維持管理には人が入るかどうにかかわらず人件費等がかかるということもありますので、事業が減ったからといって一概に小さくなるものではないと考えております。

いずれにしても1年間を通してしっかり精査してまいります。

(文化資源課長)

**A：** さいたま文学館及び川の博物館も同様でして、確かに事業が中止になることによって、経費が削減されるということもございますが、人件費や年間のリース契約、インターネットの回線使用料といった事務的経費は変わりませんし、事業費に関しましても、休館するから準備は行わないということではなく、休館中でも事業の準備を進めていく必要がございます。

さらには、新型コロナウイルス対策のために購入するマスク、消毒液等で増加する経費もございます。収入が減るから支出の方も減るだろう、マイナスになる経費もあるのではないかと御質問でしたが、支出の削減幅にも限界がございます。なるべく支出も削減できるように努力をしながら運営していくよう、指導してまいります。

### 【令和3年度における指定管理者の選定について】

質疑なし

## 3. 所管事務調査

### 【高等学校の教科書採択（高校教育指導課）】

**Q：** 本年の4月のことだが、「従軍慰安婦」という用語は誤解を招くおそれがあるとして「慰安婦」という用語を用いること、また、戦時中の「徴用」に関しても、「強制連行」や「連行」ではなくて「徴用」を用いることが適切だとする答弁書を政府が閣議決定した。教科書の記述については、平成26年の検定基準の改正があつて、歴史や公民などで政府の統一的な見解がある場合には、それを取り上げることが盛り込まれている。これを受けて、文科省が社会科の教科書を発行している会社に閣議決定の内容を伝えるための「説明会」が開かれたとの報道があつた。今回の閣議決定を受けて、教科書を発行している会社が「従軍慰安婦」などの記述を訂正する場合は今月末までという日程が示されている。本年の3月末に、令和4年度から使用される教科書の検定結果が公表され、その時点で「歴史総合」の教科書12点のうち、清水書院と実教出版の「歴史総合」には「従軍慰安婦」という記載があるとのことである。

そこで幾つか質問する。この2社については、今年度使用されている歴史教科書には「従軍慰安婦」という言葉の記載はないと聞いているが、この2社の日本史教

科書を使用している高校は何校あるのか伺う。もし手元にデータが無い場合は後ほど教えていただきたい。

次に2点目。小中学校等の義務教育においては「無償措置法」で採択の方法が法的に定められているが、高等学校については法令上の定めがないと承知している。その中で高等学校の教科書についてはどのように採択されるのか、改めて伺う。

3点目。今月末までにこの2社が訂正を申し出るのかは不透明なところではあるが、今年度の教科書採択について、現在各高校で選定作業を行っていることと承知している。今後、各校長から、使用する教科書名の提出、またその最後に教育委員会で採択されるまでの経緯と日程について伺う。

4点目。教科書の調査研究又は選定にあたり、県は各高校又は校長に対してどのように指導しているのか伺う。

5点目。選定の責任者である各学校の校長は、教科書をしっかりと研究し確認しているのか改めて伺う。

6点目。授業において「従軍慰安婦」という言葉が使用されていることを、教育長はどのように考えているのか、意見を聞かせていただきたい。

(高校教育指導課長)

A： 委員からの御質問のうち、1点目から5点目までにつきまして、お答えします。まず1点目でございますが、今年度使用している歴史教科書の中で、清水書院と実教出版の2社は何校あるかということでございますが、日本史AとBという二つの科目がございます。この二つの科目を合わせまして、清水書院の教科書を使用している学校は延べ37校、実教出版の教科書を使用している学校は延べ10校でございます。

次に、2点目、高校の教科書の採択はどのようにされるのかという御質問でございますが、高等学校の教科書につきましては、各学校で学習の進捗や内容が大変異なるため、一つの科目でも非常にたくさんの種類がございます。そうした学校の実情に合わせて、まず学校が自校の生徒にとって最もふさわしい教科書を、校長の権限と責任により選定をいたします。そして各校が選定した教科書を、教育委員会で審議して採択をするといった流れになっています。

3点目の質問、学校から教科書の名前が提出されて、教育委員会で採択されるまでの経緯と日程についてです。各学校では、5月の下旬から現在も、教科書の見本で教科書の調査研究を行っております。そして、7月の下旬までには選定案を決めて、7月中旬には選定案を教育委員会に提出することになっております。そして教育委員会では8月下旬に協議をいたしまして、9月上旬までには採択を決定するという予定となっております。

4点目の質問の、教科書の調査研究・選定に当たって、各学校又は校長に対して県はどのような指導をしているのかという御質問に対してでございます。教科書を選定する際には、各学校の生徒の実情に合わせた上で、自校の生徒にとって最もふさわしい教科書を選定するために、組織的に調査・研究を進め、校長の権限と責任によって選定するよう、校長会議や副校長・教頭会議を通して繰り返し指導を行っております。

5点目の質問でございます。各学校の校長は、教科書をしっかりと研究し確認しているのかについてでございます。教科書の選定に当たっては、生徒のために最も良いと考える教科書を選定するために、校長の責任の下で教科書の調査研究を組織的にしっかりと行い、校長自身の判断で決裁するとともに、その説明責任を果たせるよう、校長に対して校長会議等とおして指導しているところでございます。

1点目から5点目までは以上でございます。

(教育長)

A： 「従軍慰安婦」という言葉が授業の中で使われるということについてどう思うかという御質問でございますが、学習指導要領に基づいて授業は行われており、その学習指導要領の中では、近現代史の学習指導においては、客観的かつ公正な資料に

基づいて、事実の正確な理解に導くとともに、多面的・多角的に考察し公正に判断する能力を育成することが大切だというふうにうたわれております。令和3年4月の末に閣議決定をされました答弁書におきまして、政府としては「従軍慰安婦」という言葉を用いることは誤解を招くおそれがある、単に「慰安婦」という用語を用いることが適切だという閣議決定がなされたところでございますので、県立高校の生徒に対する歴史の指導におきましても、この閣議決定を踏まえて適切に対応する必要がありますと考えております。一般質問の日下部議員の御答弁でも申し上げましたとおり、現在県では各県立高校の地理歴史科などの授業において活用できるよう、教員用と生徒用と、2種類のリーフレットを作成しております、このリーフレットには、今回の閣議決定の内容ですとか、あるいは近現代史を学ぶ上での留意点等についても盛り込むこととしております。今後、このリーフレットを用いて、しっかりと理解に導くように適切に対応してまいりたいと存じます。

**Q：** 2点お伺いしたい。1点目、平成25年度の文教委員会においても「教科書採択」について多くの論議が交わされている。このとき、ある特定の教科書を採択した学校の校長が数名出席して委員からの質問に答えているが、当時委員だった私の問いに対して、社会科が専門だった3名の校長のうち1名が、校長になる前の現場で、教科書選定に当たって管理職、校長から意見が出されたことが全くなかった、と答えていた。社会科の教員を務めている複数の私の知人からも「教科書選定で管理職からチェックをされたことはない」というふうな話を伺っていた。この時の教育長への私の質問に対して、教育長が「教科書について、校長の責任でしっかりと選定していると信じているが、そうした事実があるとすれば、今まで以上にきちんとチェック機能を果たすよう、校長を指導してまいりたい」というふうに答弁をされている。そこで質問だが、この答弁がなされてから、どのような指導が行われて、どのように改善されてきたのか、お答えいただきたい。

2点目、今回の文科省からの説明を受けたにもかかわらず、この2社のいずれかから訂正の申請が出されなかった場合、かつ、その会社の教科書を選定した学校があったとしたら、埼玉県教育委員会として選定の見直しを求める可能性はあるのかどうか伺う。

(高校教育指導課長)

A： 平成25年の文教委員会以降、どのような改善がなされたのかという御質問にお答えいたします。平成25年の文教委員会の御指摘を受けまして、その後翌年から、教育委員と校長の意見交換会を始めました。ちなみに今年度は回数を3回に分けて、26名の校長と「学校はどのように選定しているのか」というようなことに対して、教育委員と意見交換をするという機会を設けたところでございます。また、教育委員が学校を訪問して実際に校長と意見を交わすという機会、今年度は10校を訪問しまして、これは25年以前よりも校数を増やしております。そのような形で、校長がしっかりと学校で選定するように、こちらのほうも指導しているところでございます。

(教育長)

A： 委員から平成25年の文教委員会での話がございましたけれども、当時私、高校教育指導課長として文教委員会で御指導いただいたことをよく覚えております。校長が8名、文教委員会の場で質疑にお答えをさせていただいたこともよく承知しております。先ほど、担当課長が申し上げましたとおり、各学校では見本本を基に、もちろんそれぞれ数学とか国語とかいろいろな教科がございますので、それぞれの教科が中心となって、たくさんある教科書の中から生徒の学習状況ですとか、あるいは進路の希望状況ですとかそれらを考えて、複数候補を選んで教科担任でまずは考え、それを学校全体の組織としてどう考えるかということで、「選定委員会」という委員会も25年の文教委員会で御指摘を頂いてから後、新たに設置をした機関でございます。校内の教科書選定委員会において、全ての教科担任が参加し、もち

ろん管理職も入った中で、選定の作業を進めておりまして、最終的には先ほど担当課長が申しあげましたとおり、校長の権限と責任の下で選定案を作成するという作業に今入っているところでございます。

教科書の訂正についてのお話でしたが、文科省で6月末までに一旦は一括して申請をしていただければ、審議会に速やかにお諮りができるという日程の設定と承知しておりまして、6月末を過ぎて7月以降も順次訂正の受付はするということになっているようでございますので、訂正の進捗状況につきましては推移を見守ってまいりたいと考えております。なお、教育委員につきましても、それぞれの御自宅に、かなりの量になりますけれども、全ての科目の新しい教科書については見本を送らせていただいて、現在、鋭意調査・研究に当たっていただいているところでございます。教科書の採択は県教育委員会の大変重要な業務の一つだと承知をしておりますので、教育委員会の合議体として最終的に採択の決定をさせていただくということでございます。教育委員会として、それぞれの教育委員が調査・研究をする中で、各学校の選定案が上がってきた段階で改めてしっかり私どもも教育委員同士で勉強会をさせていただく等、調査・研究に取り組んだ中で、最終的には9月の中旬くらいを目途に教育委員会の責任と権限の下で、しっかりとした教科書採択に当たってまいりたいと考えております。

**Q： 今の教育長の答弁で最終的には9月の委員会で決定するということだが、この採択過程の公開はするのか。傍聴人などは入れるのか伺う。**  
(教育長)

A： 教育委員会の定例会で最終的に決定させていただくということになりますが、この定例会は公開の下で行われております。

#### 【県立学校体育館の避難所としての利用について】

**Q： 県立学校体育館の避難所としての利用についてお尋ねしたい。**  
最近では東日本大震災、熊本地震。埼玉県内でも令和元年の台風19号による河川の氾濫といった水害など災害が頻発している。  
災害時にいかに人々の命を守っていくか。それは最優先の課題である。災害時に市町村が開設する避難所には、県立学校も指定されている。特に避難所として利用される体育館について、4点お尋ねしたい。  
まず1点目、市町村の避難所に指定されている県立学校はいくつあるか。  
2点目、ほとんどの県立学校が避難所に指定されているのに、先日の深谷議員の一般質問にあったが14校の体育館しか空調電源工事をしないのはなぜか。  
3点目災害時は埼玉県冷凍空調工業会との協定に基づき、可動式空調を設置すると聞いているが災害発生時に空調が実際に融通されるのか。  
4点目、空調を設置するとしても、体育館の屋根はほとんどが鉄板でできており、特に遮熱性などは大丈夫なのか。十分な冷房効果が得られるのか。

(財務課長)

A： まず、1点目の御質問ですが、高校と特別支援学校あわせて176校あるうち、避難所に指定されているのは、156校です。  
次に2点目の御質問ですが、市町村が指定する避難所は高校の体育館だけではなく、市町村立施設等いろいろ指定されております。  
14校を選んだ基準につきましては、教育局で防災拠点校を37校指定しており、37校の中から徒歩15分圏内に冷房設備が付いた避難所がない学校が14校ありますので、こちらの14校の工事を進めているところです。  
次に3点目の御質問ですが、工業会との協定では、県の要請には可能な限り協力

するとうたわれております。併せて協力いただくのは無償ではなく、適正な対価をお支払いするという協定になっておりますので、県からの要請に優先的に対応してもらえると考えております。

次に4点目の御質問ですが、一般的に体育館のような広い空間で空調を運転する場合、冷たい空気は下のほうにたまり、暖かい空気は上に向かうこととなりますので、避難時に人が活動するような下部の空間については冷房効果が得られるのではないかと想定しております。

なお、昨年度、県の職員が空調を設置している都立の高校やメーカーの工場等を見学させていただき、実際に空調を動かしたところを見せていただき、空調の効果を確認しております。

**Q： 防災拠点校では、例えば東日本大震災のときの計画停電を想定した場合、電源は従来の電源を使うのか、それとも独自の電源を使うのか。**

A： 災害時に使用するものですので、災害時に電源が使用できるように整備しております。

**Q： 防災拠点校37校のうち14校のみの工事だが、他は整備が終わっているのか。**  
(財務課長)

A： 防災拠点校37校のうち、現在整備を進めているのが14校でありそれ以外の体育館につきましては、順次大規模改修の機会を捉えて整備をしていきたいと考えております。

**Q： 業者は無償ではないが、可能な限り融通すると言っているが、融通するエアコンの数は協定ではどのようになっているか。**

(財務課長)

A： 協定の中で移動式空調機器やスポットエアコン、パッケージエアコンというように具体例が記載されておりますが、実際に災害が起こった時に工業会加盟の業者にどの程度在庫があるのか、どのような種類のエアコンがあるかによって実際に融通されるエアコンは変わってくると思われまます。

**Q： ということは、今の協定では全部の防災拠点校がしっかりと網羅できることについては、甚だ不安定な状況ということか。**

(財務課長)

A： 必ず災害時にどの防災拠点校にも融通するとはされていないが、例えば日頃から電源の工事の状況や業界の状況等について情報共有し、先月も財務課長はじめ職員が工業会に赴き意見交換をさせていただくなど、災害時にスムーズに情報交換ができるよう日頃から顔の見える関係を作っていきたいと考えております。

**Q： 防災拠点校が37校とのことだが、38校であったと思うが、なぜ減ったのか。**  
(財務課長)

A： 1校閉校した高校がありますので、37校となっております。

**Q： 防災拠点校の見直しは図られるのか。**

(財務課長)

A： 災害の質や頻度など変わってきておりますので、改修計画とのバランスも踏まえながら適宜検討をしていきたいと思ひます。

# 県議会令和3年6月定例会 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会

## 【審査事項】 教育改革について

頁	説 明 内 容
1	確かな学力の育成について
3	共生社会の形成及び自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進について

# 確かな学力の育成について

義務教育指導課・高校教育指導課・生涯学習推進課

## 1 小・中学校における取組

### 1 埼玉県学力・学習状況調査による現状把握

#### (1) 埼玉県学力・学習状況調査（平成27年度から実施）

##### ア 概要

児童生徒一人一人の学力を伸ばす教育を推進するため、県内の全公立小・中学校等（さいたま市を除く）の小学4年生から中学3年生を対象に、教科に関する調査と質問紙調査を実施

##### イ 特徴

継続して調査することで、一人一人の学力の伸びが把握できるだけでなく、学習方法や態度、非認知能力についても把握

##### ウ 調査データの分析から得られた結果

「主体的・対話的で深い学び」の実施に加え、落ち着いた学級づくりが児童生徒の学習方法や態度、非認知能力を向上させ、学力の向上につながる



【埼玉県学力・学習状況調査の様子】

#### (2) 調査結果の活用に関する課題

- ・ 調査結果を分析して得られた効果的な取組・工夫を広く共有すること
- ・ 児童生徒の学力向上につながる「主体的・対話的で深い学び」の実現
- ・ 学力の伸び悩みを抱える市町村・学校への重点的な支援

### 2 確かな学力の育成に向けた取組

#### (1) 埼玉県学力・学習状況調査の結果を踏まえた学力向上に向けた主な取組

取組	概要
良い授業を見つけ！ 広めて！学力UP事業	学力を伸ばしている教員の授業を解説付き映像資料として作成し、研修等で活用することにより、学力向上に効果的な授業のノウハウを県内に普及
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進	実現に向けた理念やポイントをまとめた「主体的・対話的で深い学びの実現6則」と研修プログラムの活用の普及等、授業改善のための支援を実施
研究委嘱校や重点支援校への支援	特に支援が必要な学校に対して、市町村と連携しながら、学力向上方策を共に検討するなど、重点的に支援

#### (2) 埼玉県学力・学習状況調査の更なる活用に向けた取組

取組	概要
AIを活用した学びの実践研究事業	調査結果や様々なデータを組み合わせ、AIによる分析を行い、個別アドバイスシートや個別学習教材を作成し、よりきめ細やかな個に応じた指導や学びの実現を目指す
県学力・学習状況調査のCBT導入推進事業	紙媒体での調査からタブレット等でのCBT調査へ段階的に移行するための試行調査を実施

## 2 県立学校における取組

### 1 職業人材の育成

#### (1) 未来の職業人材育成事業（専門高校等で実施）

地域の活性化や産業振興に貢献できる人材を育成するため、高等学校と企業等が連携した実習・演習により、専門的な知識や技術を習得させるとともに、商品開発能力や技術開発能力を身に付けさせる。



【農業】「さとのそらうどん」

学校で生産した小麦を原料とした開発商品



【工業】「ピンポン&ストライク」

感染症対策を講じた非接触型の子供向け体験ゲーム

#### (2) 全国産業教育フェア埼玉大会

- ・ 目的 全国の専門高校等で学ぶ生徒の日頃の学習成果の発信  
職業人材の育成及び産業教育の振興
- ・ 日時 令和3年10月30日（土） 9：30～15：30
- ・ 場所 ウェスタ川越、川越総合高等学校
- ・ 開催方法 全国をオンラインで結ぶWebを主体とした大会

#### (3) 産業教育設備の充実

国の「スマート専門高校の実現」事業を活用し、時代に対応した設備を導入することで学習環境を整備し、将来の地域産業を支える人材の育成を図る。

### 2 地域と連携・協働した教育の推進

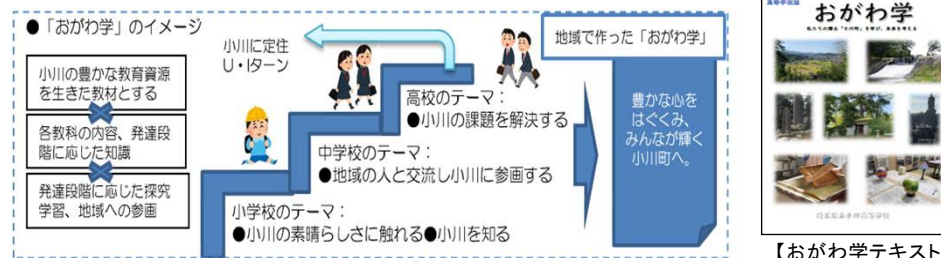
小川高校の生徒と小川町の小・中学校の児童生徒が発達段階に応じて、小川町の文化や歴史、産業等について理解を深め、地域活動への参画や、地域課題の解決を目指す「おがわ学」の構築・実践に取り組んでいる。

#### (1) 実施体制

小川高校、小川町内の小・中学校、小川町、小川町教育委員会、町内の産業・文化団体等

#### (2) 取組

おがわ学テキストの活用、公開授業及び研究協議会の実施、おがわ学フォーラムの開催





## 3 ICTを活用した教育の推進

### 1 GIGAスクール構想の実現へ

GIGAスクール構想とは、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できるICT環境を実現するもの。



【教員による教材の提示】



【ICTを活用した生徒間の意見交換】

【GIGAスクール構想イメージ図】

### 2 学校におけるICT環境の整備

#### (1) 県内公立小・中学校における状況

- ・ 各市町村で校内通信ネットワーク、電源キャビネットを整備
- ・ 各市町村で児童生徒が使用するタブレット端末を整備

#### (2) 県立高校における状況

- ・ 生徒所有のタブレット端末等を使用するBYOD方式での、校内通信ネットワークを整備
- ・ 直接インターネットへ接続する光回線を整備
- ・ 各学校の普通教室に大型提示装置（超短焦点プロジェクタ）を整備
- ・ 貸出用低所得世帯向けタブレット端末を整備予定（令和3年度）

#### (3) 県立特別支援学校における状況

- ・ 校内通信ネットワーク、直接インターネットへ接続する光回線を整備
- ・ 小・中学部は児童生徒が使用するタブレット端末を整備（高等部はBYOD）
- ・ 各学校に可動式大型提示装置を整備（令和2～4年度）
- ・ 障害に応じた対応機器を整備（視線入力装置、テレプレゼンスロボット等）



【テレプレゼンスロボットによる遠隔コミュニケーションの様子】

### 3 教員のICT活用指導力向上への取組

#### (1) 教員研修等の実施

- ・ 年次研修でICT活用に関する研修を実施
- ・ 管理職や希望者を対象とした研修を実施
- ・ ICTを活用した協働的な授業づくりの研修を実施
- ・ ICT活用推進の中心となる人材によるプロジェクトチームを作り、学校でのICT活用を推進できるリーダー人材を育成（令和3年度）



【協働的な授業づくりの研修】

#### (2) ICT活用方法・指導事例の情報共有

- ・ ICT教育ガイドラインの作成
- ・ ICTの活用方策や基本的な考え方を周知
- ・ ICT活用レシピ集の作成
- ・ ICTを活用した指導の好事例集の情報共有
- ・ 家庭学習支援サイト（ポータルサイト）
- ・ 学習プリント集や学習動画集の情報共有
- ・ ICT教育推進プロジェクトチーム（再掲）
- ・ ICTを活用した教育を企画し、事例を積み上げるとともに情報を共有



【ICT活用レシピ集】

#### (3) 市町村・県立学校の支援

- ・ WEB相談窓口の設置
- ・ ICT活用に向け市町村、県立学校を対象とした相談窓口の設置
- ・ ICT支援員を配置予定（令和3年度）
- ・ 県立学校を対象としたオンライン等による相談の実施や、訪問による支援



【訪問による支援】



【端末使用方法検討】



【端末使用のルール作成】

【ICT支援員の業務イメージ図】

# 共生社会の形成及び自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進について

特別支援教育課

## 1 特別支援教育の状況

### 1 現状及び課題

#### 【小・中・高等学校】

- 小中学校の通常の学級における発達障害の可能性のある児童生徒の割合  
本県では10.7% (H25)



共生社会の形成に向けた支援・指導体制の充実

#### 【特別支援学校】

- 知的障害を中心とした児童生徒数の増加  
4,104人 (H22) ⇒ 6,132人 (R2)
- 就労希望者のうち高等部卒業後の一般就労  
76.2% (H24) ⇒ 81.4% (R2)  
(R3目標 90%)



教育環境の整備



就労支援の充実

## 2 共生社会の形成に向けた取組

### 1 趣旨

- ・ 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことの推進
- ・ 障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学習環境の整備・充実

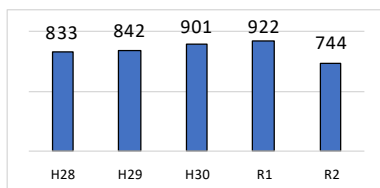
### 2 取組内容

#### (1) 支援籍の推進

市町村教育委員会と連携し、特別支援学校の児童生徒が小・中学校にも籍を置く「支援籍」の実施を推進



【支援籍学習の様子】



【小・中学校での支援籍実施人数】

#### (2) 小・中・高等学校における支援体制の整備

小・中・高等学校の各段階における支援の充実に向けて、大学教授や臨床心理士などの専門家による巡回支援を実施し、学習環境を整備

	R2年度対象校数	巡回支援の内容・効果
小・中学校	261校	・特別支援学級等担当者への指導・助言 ・特別支援学級を核にした支援体制づくりを推進
高等学校	33校	・個々の生徒のニーズに応じた支援の充実 ・組織的な校内支援体制づくりを推進

#### (3) 特別支援学校による支援の充実（センター的機能）

特別支援学校の専門性を活用し、地域の学校における特別支援教育を推進

【支援の例】児童生徒への指導・支援、小・中・高等学校等教員への研修協力、教材等の提供、福祉・医療・労働などの関係機関との連携

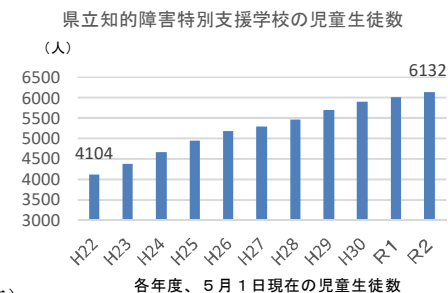
## 3 自立と社会参加を目指す取組

### 1 教育環境の整備

埼玉県特別支援教育環境整備計画に基づき、計画的に教育環境の整備を推進する。

#### ○ 主な取組

- ・ 令和3年度開校  
戸田かけはし高等特別支援学校  
越谷西特別支援学校松伏分校
- ・ 令和4年度開校  
高校内分校（上尾南高・北本高・宮代高）
- ・ 令和5年度開校  
県東部地域特別支援学校（仮称）  
高校内分校（狭山清陵高・白岡高・鳩ヶ谷高）



各年度、5月1日現在の児童生徒数

### 2 特別支援学校卒業生等の就労支援

特別支援学校高等部の企業就労を希望する生徒の進路実現のため、多角的な就労支援の充実を図る。

#### (1) 事業内容

##### ア 特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の充実

- ・ 就労支援アドバイザーによる指導助言
- ・ 教員による企業研修（3D意識向上民間研修）の実施
- ・ 就労した卒業生による講演会の実施

##### イ 「チームぴかぴか」の編成

- ・ 県教育委員会が知的障害を有する特別支援学校高等部卒業生等を会計年度任用職員として雇用
- ・ 平成26年度から南部（県庁）、平成28年度から北部（総合教育センター）に拠点を設置（合わせて24名の定員）
- ・ 専門家と連携した支援を行うほか、業務を通じて職業スキルを育成。また、民間企業での実習でスキルアップを図る。
- ・ 障害者雇用を進める企業への支援や県立特別支援学校のキャリア教育・進路指導の充実につなげる。

⇒「働きながら学ぶ（雇用と就労支援）」仕組みを構築



【メールバッグ交換】



【シュレッダー作業】

#### (2) 事業実績

##### ア 特別支援学校高等部卒業後の進路の実現

一般就労を希望する生徒の81.4%が一般就労を実現（令和2年度）。

##### イ 「チームぴかぴか」後の進路の実現

平成26年度からの7年間で、延べ137人を「チームぴかぴか」で雇用し、99人が一般就労を実現。残りの38人は、地域の福祉事業所等に入所。

# 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会 質疑・質問事項

議事堂 2階 第1委員会室  
令和3年6月30日(水)  
10:00開会～12:10閉会  
(休憩 11:20～11:25)

【確かな学力の育成について】

【共生社会の形成及び自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進について】

Q: 確かな学力の育成について、小・中学校における取組で、埼玉県学力・学習状況調査、これはものすごく期待している事業で、学力向上の部分は数値的にも非常に把握しやすいところなので、是非頑張っていただければと思うが、今回、ウの調査データの分析から得られた結果のところ、主体的・対話的で深い学び、落ち着いた学校づくりが学力の向上につながるという結果が公表されている。このあたりはあえて分析しなくても経験的にも分かっていたことだと思うので、これによって新たな価値が出されたということはないので、この部分以上に、よりどういう取組がどの能力に対して寄与度があったか、詳細な分析を今後進めていく予定なのか聞かせていただきたい。

もう一つ、学習状況に対しての分析は世界的に研究が進んでいる分野である。先進研究の調査がたくさん出てきているところなので、先行事例を借りることでコストパフォーマンスが非常に良いところであると思う。先行している研究の調査を今後どの程度進めていくのか、それを県の教育行政に反映させていくのか聞かせていただきたい。

資料1-2のGIGAスクール構想の部分で、ネットワークは非常にお金がかかるということと、1度失敗すると正常化させるのにお金と時間がまた更に非常にかかるということで2点だけ確認する。記述の中で県立高校における状況に、直接インターネット接続とあるが、校務系と学習系の二つの系統があると思うが、一つのネットワークで管理するのか、それとも分離するのか。

もう一つ、高速大容量とあるが、1クラス40名の生徒が、例えば同時にYouTubeを見ても耐えられるような状況なのか。具体的には業者への要件として、例えば上り100Mbpsというふうに具体的な数値で要求しているのか、それともベストエフォートとか抽象的な要件で足りるとしているのか。

資料2の特別支援教育の件である。具体的な話だが、例えば所沢の特別支援学校だと、所沢市在住の方でも飯能の方の支援学校に行かざるを得ないような状況で、過密な状況が生じているようであるが、今後の解消の予定はあるのか。

(義務教育指導課長)

A: まず、1点目の質問のこういった取組がこういった寄与があるのか、分析をするのかということですが、これまでこういったことが分かっているのかというのは、資料では割と当たり前と申しますか、そういうところを御紹介させていただいたんですが、データに基づいてお伝えしたことで現場の教員から納得を得られているというのがメリットの一つとしてございます。もう一つは、御紹介した事例以外にも、学力が高い学校を県内で順に並べたときに、学力が高い学校ほど学力を伸ばしているわけではないということ、学力が低い学校でも学力を伸ばしていることが分かっています。ここから見えてくるのは、学力が高い学校であるから、子供たちが落ち着いてい

て学力が伸ばしやすいということではなくて、むしろ学力が低い学校であっても、先生方の頑張りによって学力を伸ばすことができるということが分かってまいりましたので、そういった内容も御説明させていただいている次第です。その上でどういった取組がどういう寄与があるかですが、例えば、これまでの調査で分かってきたことでは、家でゲームをする時間などについて、保護者の方と決まり事をきちんと作っている家庭の子供は学力が高いという傾向にあります。そういった分かってきたことについても、調査結果を公表する際、または市町村教育委員会や学校に説明する際に御紹介をさせていただいております。

2点目の先行事例を研究することについて、調査をどう進めるかについてですが、まず一つは先行事例ということで、全国学力・学習状況調査やPISA調査がございます。特に全国学力・学習状況調査は国の方でもいろいろな研究者の方が研究結果を発表していたりしますので、そういった結果も確認しながら必要に応じて学校にも御紹介をさせていただいている次第でございます。

#### (ICT教育推進課長)

A: 校務系と生徒系につきましては、ネットワークは分けております。今回、光回線と接続をしたのは生徒系です。続いて、高速大容量については、原則、高校ではベストエフォート方式の1Gbpsとしております。学校の生徒の規模に応じまして、大規模な学校については2Gbps、3Gbpsという選択をしているところでございます。

#### (参事兼特別支援教育課長)

A: 所沢市については、小中学部の児童生徒は所沢特別支援学校、高等部については入間わかき高等特別支援学校に通っているところでございます。全県の過密の状況につきましては、今年度、特別支援教育の新たな計画の策定を進めておりますので、学校からの情報の聞き取りなどをしっかりと踏まえて対応してまいりたいと思っております。

Q: 再質問させていただく。埼玉県学力・学習状況調査について、具体的な取組の成果として、ゲーム時間の長短に寄与度があるとのことだが、教員が児童生徒一人一人の良い点を見付け積極的に評価するということが、児童生徒の居心地をよくすることが統計的に明らかになっていて、居心地がよくなると学力向上に良い影響があるという研究成果が出ていると思う。例えばそういう、具体的な学校の先生がどういう行動をとると子供たちの学力状況にどういう影響があるかといった、学校の先生が行動としてやっていけるものを分析結果として活用していく具体的な考えはあるか。

もう1点、ネットワークの部分で、校務系と学習系でネットワークが二つ分離されるとのことだが、文科省は一つのネットワークを推奨していると思うが、あえて、二つに分けた考えは何か。

#### (義務教育指導課長)

A: 学校の教員の取組で、こういう成果が出ているというものも広報させていただいております。具体的に申しますと、学力を伸ばした教員はデータから分かりますので、県内からピックアップをしまして、その先生方に、例えば、授業での工夫、授業外での工夫で、どんなことをしているかをヒアリングしております。そういった中で、例えば、良いことがあったときには、声を掛け合ったり、マラソンや外遊びなどで、子供たちと一緒に活動してコミュニケーションをとるですとか、学力を伸ばした先生のノウハウが分かってきているところでございます。そういったものを全県に広めるために、リーフレットにして配布しているところでございます。

#### (ICT教育推進課長)

A: 現状、校務系と生徒系に分けておりますのは、これまでも従来そのネットワークを使ってきた継続性からそのような形になっています。元々は、校務系で生徒の成績な

どを管理する側面もあったので切り分けたところですが、昨今の技術の進歩によりまして、セキュリティも担保できていることも踏まえ、国の方において、一つのネットワークでできると示されているのは御指摘のとおりです。セットでクラウドの利用も含めて将来的にそのような方向性を目指しながら、進めていかなければならないという認識は持っています。引き続き、どのような方法が良いのか探ってまいりたいと考えております。

**Q：** 資料の順番と前後するが、今の渡辺委員の質問にも少し関係するので、まず資料2の3番の自立と社会参加を目指す取組の、過密解消の今の質問に絡むが、4月に戸田かけはし高等特別支援学校の開校式に私も出席をさせていただいた。新しい学校を作っていく、過密解消を狙っていくというのはすごく大事だが、今の説明だと今後の推移をみていくというあっさりとした答えだったので、例えば、私の地元から埴保己一学園に通っている生徒がおり、通学に2時間かかっている。バスに乗っているだけでも1時間以上であり、トイレなどの心配もある。そういったことを解消するためにも各地域で学校を作るのは難しいにしても、その地域にある特別支援学校の中に様々な対応ができる教員を配置していただきたいというのが、私の考えでもある。そういった観点も含め、過密解消の見通しと今後の対応について伺いたい。

次に、2番の共生社会の形成に向けた取組で支援籍の推進とあるが、特別支援学校の児童生徒が通常学級にも籍を置くということだが、その取組内容を伺いたい。あわせて、下の棒グラフで平成28年から令和元年までは増えているが、令和2年になると落ちているが、この理由を伺いたい。

また、最後の(2)事業実績、特別支援学校高等部卒業後の進路の実現で、一般就労を希望する方の81.4%が就労を実現されているということで、とても良いことだが、残りの生徒の進路について記載がないので、こちらを教えてください。

続いて、資料1-1の県立学校における取組の中で、1の職業人材の育成の(3)で、国の「スマート専門高校の実現」事業を活用し時代に対応した設備を導入すると、何で将来の地域産業を支える人材の育成につながるのか、というところが少し見えないので、こちらを具体的に教えてください。それなりの最新設備を整えることによって、国の将来を担うとか、埼玉県の将来を担える人材育成だったら分かるが、地域産業につながるところが飛ばされてしまっていると思ったので、こちらを教えてください。

続いて、2の地域と連携・協働した教育の推進について、小川町を選んだ理由は何か。今まで、他の地域で実施している自治体はあるのか。

(参事兼特別支援教育課長)

**A：** 1番目の過密の対策ということですが、県立特別支援学校においては令和2年度現在1,338人の過密の状況となっているところです。これに対して、戸田かけはし高等特別支援学校、越谷西特別支援学校松伏分校、今後開校する高校内分校等を含めて、約1,000人程度の受入れ規模を拡大する予定です。しかしながら、毎年児童生徒数が増加しており、私どもが考えている令和9年度のピークにおいて、なかなか解消には至らない状況がございますので、計画を踏まえた上で対策をしっかり行ってまいります。また、埴保己一学園に2時間かけて通う教育環境の改善、こちらについても、以前から宿題をいただいているところですが、例えば特別支援学校の中でサテライト教室を設置できないかを含めて、引き続き研究していきたいと考えています。

続いて2番目でございます。支援籍の取組ですが、支援籍とは、特別支援学校に籍を置きながら小中学校で学ぶ県独自のシステムですが、内容については、例えば居住する地域の小中学校において運動会、合唱祭といった学校行事への参加や、国語、音楽、体育などの教科学習に共に参加して学習するという取組です。令和2年度の数字が下がっておりますが、こちらは新型コロナウイルスの影響により、小学校側が受入れを認めなかった例もありますし、特別支援学校側で保護者が支援籍の実施について

いったん止めたことなどが理由として挙げられます。ただし、直接行くのではなく、例えば手紙や映像の交換、Web会議システムを取り入れた取組などは、引き続き行っているところです。

続きまして3点目、一般就労を実現できなかった生徒はどのような進路になっているのかということですが、昨年度についてはやはり新型コロナウイルスの影響のため、就労をいったん控える生徒が多かった状況がございます。それに代わって進学を選択する生徒、あるいは3月の時点では一般就労はできなかったが、卒業後も学校や地域の支援センターなどを活用して、就労に向けた取組を継続している生徒がいます。

#### (高校教育指導課長)

A： 時代に対応した設備を導入することが、どのように地域の産業を支える人材の育成につながるのか、という御質問だと思います。

この事業は、国の事業の「スマート専門高校の実現」で、Society5.0時代における地域の産業を支える職業人材の育成を進めるというのが国のテーマでございます。

実際に埼玉県工業高校では埼玉県内に就職する生徒が多く、金属造形の3Dプリンタや高性能の端末など、実際に企業で使っているものを高校に導入することで、学校で勉強して技術を習得して、そして地域に就職していくということで、地域産業を支える人材の育成につながるものと考えております。

#### (生涯学習推進課長)

A： 平成30年度に別の事業の研究校として、小川高校は地域と連携した取組を行ってまいりました。その際、小川高校も小川町もこうした取組を継続していきたいとの意向があり、翌年度から「おがわ学」という形で、小川高校の全校生徒や小川町全体にも広げる形で実施を始めたところです。他の地域では、小川高校のように自治体と一体となって取り組んでいるところはまだありませんが、例えば、深谷高校では、「ふかや学」として学校の科目の一つとして取り組んでいるところもありますので、こうした取組を全県に広めていきたいと考えております。

Q： 資料2の特別支援学校のところについて、前々から要望しているので趣旨は理解いただいておりますが、先ほどサテライト教室も含めてという話があったが、サテライト教室の規模感を教えて欲しい。例えば越谷西特別支援学校松伏分校のような、ある程度の人数の収容を考えているのか、一つの教室分なのか、規模感を教えてほしい。

三郷市では、県でいう企財部長にあたる人が「みさと学」というのを行っていた時期がある。この部長がいなくなったら立ち消えてしまっていて残念だった。過去にも実施している所はあるのではないかなと思う。そういう所と実際に実施している自治体とのコミットをどうするのか。既に実施している所を足掛かりにすれば、全県に広めやすいのではないかな。調査をしてみたり、既に実施している所との連携について考えはあるか。

#### (参事兼特別支援教育課長)

A： サテライト教室ですが、そこを活用する子供たちの給食等を考えると、特別支援学校を活用した設置というのが基本と考えております。また規模感として、教室、例えば2教室程度や、今ある分校のようなものが良いのか、そこは教員の配置、人数の関係も出てきますので、今後検討していきたいと思っております。また、一つの解決策として、例えば寄宿舎はどの学校も小学校の高学年からしか活用できないので、制度を緩和できないかについても研究しているところです。

#### (生涯学習推進課長)

A： 人が変わって立ち消えになってしまったというお話もありましたが、「おがわ学」

についても教員の人事異動があったり、地域の方の高齢化もありますので、こうした取組を実施していく人材をどのように育てていくのかも大きな課題と考えています。そういうことも含めて、様々な市町村と情報交換を行ったり、おがわ学フォーラムでの情報交換を踏まえて、全県に広がっていくように情報発信を行っていきたいと考えます。

Q： 本日のテーマは教育改革ということで、資料1-1の1の(2)の中で学力の伸び悩みということがあるわけだが、コロナになって1年と数か月が経っていて、家庭によっては金銭的なダメージとか親御さんの鬱とかの影響が現場において見られる状況である。時代が変わってきてしまっているという状況において、これまでの延長上では、例えば退学が増えてしまうとか、学力の一つの大きなターゲットは高校入試であると思うのだが、これまでの延長上ではない具体的な対策をどのようにお考えなのか伺いたい。

もう一つは、もうすぐ夏休みになるわけだが、学力の根底、前提として、残念ながら去年の8月から子供の自殺や女性の自殺が非常に県内でも顕著になっているが、現場の小・中学校、高校にこのデータをどのように示し、どのような対応をされようとしているのか伺いたい。

(委員長)

- 委員に申し上げる。2問目は、この資料の中のどの辺りに該当するのか。
- 学力の根底となると申し上げた。

(委員長)

- 分かった。それでは、その範囲でお答えください。

(高校教育指導課長)

A： 1点目、コロナ禍において家庭的に余裕がなくなって、今後退学者が増えるのではないか、学力の伸び悩みをどのように解決していくのかということだと思います。

中途退学はここ数年減少傾向にございます。一方で、不登校の生徒は増えています。これは、学校が安易に退学をさせない、最後まで面倒を見たい。だけれども、子供たちは家から出られない、という現状がございます。この先、コロナの影響で家庭にもストレスが溜まって、更に退学が増えるという委員の御心配であると思います。増えてほしくない我々は思っているわけですが、委員のおっしゃった高校入試であれば、高校入試の全ての問題は正答率の細かな分析を総合教育センターで行っております。学力が伸び悩む生徒に関しては、入試のそういう資料を分析して、正答率の高い問題は取れるようにしよう、と自分の目標を持って取り組んでいく指導を学校で行っていくように、県教育委員会として働き掛けていきたいと考えております。

2点目の自殺のことですけれども、文部科学省の方で児童生徒の自殺に関する調査がございます。夏休みの前に公表される予定ですので、あわせて、県からも先生方、家庭に対して、子供たちの変化を見逃さずに子供たちに向き合い、何かあれば家庭と学校が連携をして、子供の痛みや悩みに対応していく。そのような通知を夏休み前にしたいと考えております。

Q： 学校におけるICT環境の整備について質問する。県立学校におけるタブレット等の端末、BYOD方式とあるが、タブレット以外の端末、いわゆる携帯電話等の利用割合は現在どのくらいなのか。

2点目として、小中学校のGIGAスクール構想に関して、一般質問にも出ていたと思うが、タブレットの活用方法として、学校内での勉強と家庭内での学習とあったと思うが、家庭内での学習に関して、生徒に聞くと、中学校でタブレットを学校外に

持ち出してはダメだというルールがあると聞いているが、確かこの構想の中では家庭内の学習の位置づけも大きいところだと思うが、なぜ、持ち帰ってはいけないのか。また、各市町村の中で、持ち帰っている割合はどのくらいなのか。

(ICT教育推進課長)

A： まず、タブレット等の等ということですが、御指摘のとおり、スマートフォンを含むものです。この中にはノート型PCも含まれます。スマートフォンの所持率については持ち合わせていませんが、90%台後半だったと記憶しております。

二点目の小中学校における端末の持ち帰りです。委員御指摘のとおり、家庭学習で端末を使うことは大変有効であるという前提に立っております。その上で、いわゆる平時に持ち帰りを認めている自治体は45市町で、認めていない自治体は17市町村でございます。持ち帰りを認めていない市町村に聞き取りを行ったところ、例えば、家庭学習用のアプリケーションについて検討していたり、従来、家庭学習を進めてきた紙のドリルなどとの併用方法を検討中とのこと。せっかく整備された端末をしっかりと使っていただきたいという趣旨からも、しっかりと市町村に働き掛けをしていきたいと考えております。それから、スマートフォンの関係ですが、令和2年度の調査で、高校2年生限定で99.2%というデータでございます。

Q： 学校で出来る勉強の割合は限られている。校外で勉強する時間の確保だったり、保護者と生徒がどう向き合っているか、ここが肝だと思っている。時間をかけて勉強する必要があると思うがいかがか。

(ICT教育推進課長)

A： ICT機器を使う使わないにかかわらず、家庭学習は、家庭における学習の習慣を確立することや学びを定着させるという意味で、大変重要と考えております。その上で、一つの手法として機器を使っていくことも合わせて大切と考えておりますのでそういったことを市町村にしっかりと働き掛けていきたいと考えます。

Q： 簡潔に2点伺う。まず「確かな学力の育成」だが、資料の左側の中ほどに学力の伸び悩みを抱える市町村・学校への重点的な支援ということがうたわれている。重点的な支援は、具体的にどういうことをやっていて、それが成果につながっているのかを確認させていただきたい。

特別支援教育について、私からも伺いたい。特別支援教育環境整備計画について、最初の計画が今年度で終了して次年度以降の計画を今年度作っていくと思うが、その計画に基づいて整備が進んでいくことを考えると、次年度以降の計画について、どんな方針で、具体的にどういう手続を踏んで作成していくのか確認したい。

(義務教育指導課長)

A： 重点的な支援の内容としましては、例えば、県の指導主事が当該自治体、あるいは学校の方に訪問させていただいたり、対象校に加配ということで教員の定数を付けた取組をさせていただきます。全ての学校ではないですけれども、基本的には訪問と加配という枠組みの中で支援をさせていただいています。

成果としましては、学力が伸びた学校の割合というのは、成果が上がっていると思います。

(参事兼特別支援教育課長)

A： 現在の計画については、御指摘のとおり、今年度の3月で終了となります。今後の計画については、教育環境の整備だけでなく、教育環境も含めた総合的な計画というように作成していければと考えております。今後の手順といたしましては、まず、策定の検討会議、あるいはワーキンググループを立ち上げ、有識者からの意見を踏まえ



た上で、策定に向けて検討を進めていきたいと考えております。

(義務教育指導課長)

A： 補足をさせていただきます。重点支援の他にも取組を実施してございます。例えば、家庭の経済状況が良くない学校、学力があまり優れていない学校に、県の指導主事が訪問したり、あるいは加配、定数を付けるといった取組を行ってございます。その上で、実施校の学力の状況を見ますと、学力は確実に伸びているということと、いくつかの学校では、学力の伸びの数値が県平均以上ということになっていきますので、一定程度成果が上がっていると思っております。

Q： 委員からも指摘があったが、何年前か忘れてしまったが、多分この特別委員会だったと思うが、秋田に視察に行かせていただき、そこで強く感じたのが、家庭学習をしっかりとやる体制ができているからこそ、学力が高く維持できていると非常に強く印象に残っている。家庭学習、学校で教えることはもとより、どう家庭学習につなげていくのか、ゲームと学力の関係が正にそこで、要は家庭学習だと思う。私が聞きたいのは、例えば学力が厳しい学校等について、具体的な取組を共通的にやっているのかどうかを知りたい。加配を付け、お子さんの家庭状況に対応していただいているのは大変素晴らしいと思うが、もう一度、家庭学習という観点から何か取り組んでいることがあるのか、確認させていただきたい。

2点目は、手順等は分かったが、やはり最大の問題は過密、教室不足の状況をどう解消していくのかということだと思う。そこから始まっている計画であるので、そこをしっかりと当然ながら盛り込んでいくと期待している。先程、西部地域の方の状況の話もあったが、知的についてはまだしばらく児童生徒は増えていく。そういった地域ごとの状況をしっかりと踏まえ、着実に整備を進めていただきたい。当然ながら学校の教室を増やすだけではなくて、教職員も増やしていかなければいけない。そういったことも含めて総合的にしっかりと進められるように、計画を作っていただきたい。

(義務教育指導課長)

A： お答えを申し上げます。子供たちが学校にいる時間は限られてございます。まず、家庭学習を充実させていくのは、大変大事なことであり私も思っております。その上で、家庭の経済状況が厳しいところに、統一的に家庭学習をやってくださいというお願いはしてございません。なぜかと言いますと、学校の状況、子供たちの状況というのは、学校ごとに、保護者の状況も違うところもございまして。ただ、委員からの御質問に御答弁させていただいた、学力を伸ばした先生方のノウハウについて、「家庭学習でどういうことをやっていますか」とヒアリングをしております。例えば、家庭学習の提出状況を視覚的に分かるようにチェックをしたり、家庭学習の目安の時間とか内容について、子供と教員だけでなく、保護者も含めてコンセンサスを図るように取り組んでいると聞いているところです。

その上で、教員の優れた取組をリーフレットにして各教員に配布し、家庭学習を含めて学力向上には、こういった取組が有効であると周知を図っている次第でございます。

(参事兼特別支援教育課長)

A： 委員御指摘のとおり、過密については南部地区、東部地区を中心に、依然として厳しい状況が続いております。教育環境の整備だけでなく、人材育成も含めてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

Q： 私が言いたかったのは、重点的に取り組むべき学校において、家庭学習等の充実を図るような取組がなされているのかどうか。全体的な話ではなく、そこをもう1回確認させていただきたい。

(義務教育指導課長)

A: 個別の学校の取組は、今、把握はしておりませんが、記憶の範囲で申しますと、地域の方々が、その学校を卒業した生徒等に学校に来ていただいて、補習を行っていたと記憶してございます。そういった中で家庭へのアプローチをどうしていたか、申し訳ございません、資料がございません。御容赦いただければと思います。

Q: 資料1-1の小・中学校の取組について、平成27年度から実施している埼玉方式は、小学校4年生から中学校3年生までの追跡調査として、この形は埼玉県ではすっかり定着してきており、色々な報告がなされていると思う。埼玉方式が導入されたのは、全国調査だと秋田や北陸地方が良い位置にいて、埼玉は大変な割にあまり良い位置にいないという所からスタートしたと思う。調査を実施して良いデータを取ることができ、子供たちも喜び、指導者も喜び、埼玉県も喜ぶという結果になるとよいが、他県からこの埼玉方式を実施したいという問い合わせはあるのか。もし、他県から埼玉方式を実施したいという動きがあれば、この調査が高い評価を得ていることではないかと考えている。埼玉方式を教えてほしい、採用したいという他県の声はあるのか答弁をお願いしたい。

(義務教育指導課長)

A: 他県からたくさんの問い合わせをいただいています。国の会議でもこの学力調査は非常に注目されています。この調査を共同で実施したいというお声掛けはたくさんいただいております、11都府県の101自治体と共同で実施を行っています。

Q: その数字は最新のものか。埼玉方式が始まって、いつ頃から他県の問い合わせが来るようになったのか。

(義務教育指導課長)

A: いつから問い合わせが来ているかは、手元に記録がないので正確にお答えできませんが、平成30年頃から問い合わせの数は増えてきたと認識しています。令和元年度から福島県が全域で参加しており、令和元年度に参加いただいたのが65市町村となります。令和2年度は74市町村、令和3年度は先ほど申し上げました101市町村に増加しております。

Q: 資料1-1の小・中学校における学力を伸ばす教育で、学力を伸ばした教員の先生であったり家庭学習であったり、学力を伸ばすいろいろな要因があると思うが、そもそもこの調査データでどんなことができるのか、具体的に分からないので教えていただきたい。塾とかについては、この調査で、塾に行っている子がどのくらいどうだとかいうことも含めて、分析がされていると理解してよいか。

2(1)にあるが、その分析の中で、特に支援が必要な学校に対して、市町村と協力しながら重点的に支援に取り組むということが書いてあるが、特に支援が必要な学校というのはどういった評価が基になるのかということと、重点支援校は、県内で何校ぐらいあるのか。また、毎年、学校を変えるのか、それとも何年間かけて継続して取り組んでいくのか、具体的なことを教えてほしい。

また、資料2で、知的障害を中心とした児童生徒数が増加しているとあるが、精神障害はそこまで増えていないという理解でよいか。

(義務教育指導課長)

A: 塾について分析をしているかという御質問ですが、質問紙調査を児童生徒に行っており、その中で塾について、学習塾で1週間にどのくらい勉強しているかということ聞いております。一方で、学校教育ですので、学力を上げるのは学校の役割だと思います。

っています。分析の際、塾に行っている方が、学力が高いというメッセージは今まで出しておりません。

2点目の、特に支援が必要な学校の基準ですが、支援のフレームワークによって異なっております。例えば、社会経済状況が厳しい学校に対する支援のフレームワークでは、学力調査の結果と子供の就学支援率の状況を掛け合わせながらチェックをしております。重点支援につきましては、学力の定点的な状況と学力を伸ばしているかどうか。つまり、学力が低くても伸ばしている学校より、学力が低くてかつ伸ばしていない学校をリストアップして、データに基づいて支援をさせていただいております。支援の実施規模ですが、社会経済状況の厳しい学校への支援は小学校10校、重点支援については、5市町と12校で実施させていただいております。支援の期間ですが、一定程度継続し、2年3年ぐらいのスパンで実施をさせていただいております。

**(参事兼特別支援教育課長)**

A： 県立特別支援学校においては、知的、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害という障害種があり、精神障害について明確なデータを有しておりません。ただ、病弱特別支援学校であるけやき特別支援学校の伊奈分校がございますが、伊奈分校については児童生徒数が増加の傾向であると把握しております。

Q： **小・中学校における学力・学習状況調査だが、経済的な問題とかいろいろあると思うが、素人考えでいうと、例えば、学力が低いところ、経済的な格差が県内にあり塾に行っているところが学力が高く、塾に行けてないところで低いところがあった時、経済的に高くて塾に行っている割合が高い学校の中でも経済的な状況で学力が伸びない子たちもいる。全体的に学力が低いところに支援が行ってしまうと、塾を全く考えないで選んでいるように私は理解したが、義務教育という視点で、公平性についてどのように考えているのか伺いたい。**

精神障害は増えていないということだが、人数としても少ないのか。チームぴかぴかの編成の中でも、精神の取扱いはないと話を伺ったことがあったが、知的障害の方が増えていて精神障害はそのままの状況であれば、チームぴかぴかに入れていくと考えるほどは増えていないということか。

**(義務教育指導課長)**

A： 通塾率が高ければ高いほど学力が高いというトレンドは必ずしも見られないところが全国的にはあります。例えば、平成29年度の全国学力・学習状況調査のデータですが、秋田県の通塾率は22.1%ですごく低いですが、御承知のとおり、秋田県は学力が高い県です。福井県、学力が高いとされている県ですが、学習塾に通っている子供の割合は埼玉県より低くなっています。福井県は37.1%、埼玉県は45.4%ですので、必ずしも通塾率が高いということが、学力が高いということは言い切れないと思っています。その上で公平性というのは極めて大事な視点だと考えています。私どもは、例えば、重点支援であるとか県の指導主事が重点的に訪問するといったことは、正しく社会経済状況が学力に影響を及ぼしていることが指摘されている中で、県の指導主事であるとか、定数の予算を重点的につけていくことを行っていますので、公平性の観点も踏まえて考えている次第です。

**(参事兼特別支援教育課長)**

A： 先ほどは、精神障害の、例えば手帳取得者のデータは持ち合わせていないということをお話しさせていただきました。委員から御指摘のあった、チームぴかぴかへの精神障害者の方の受入れでございますが、現状として今年度北部拠点で3名、南部拠点で1名の方を受け入れている状況でございます。近年やはり精神疾患を抱えた方について就労支援センターなどから御相談いただくケースがございますので、臨機応変に対応している状況でございます。

Q： 埼玉県学力・学習状況調査を平成27年度から実施しているが、その結果をどのように捉えているのか、どのように推移しているのか、見解を伺う。

全国学力・学習状況調査において埼玉県はいままで低い結果が出てきた。小学生の正答率は47県中41位などのデータが出ているが、一方で塾の件数は全国1位の状況である。学校の勉強プラス塾に行く割合が高いけれども学力は低いということは、そもそも学校の勉強が充実していないのではないかと見ることができる。埼玉県の中での立ち位置をどのように把握しているのか。全国学力・学習状況調査結果の分析についても、教えてほしい。

県立学校における取組であるが、気を遣ったのか羽生実業高校の例を出してきたが、今議会も県立学校に対する質問等が出て、県立高校の入試倍率についてこのままでいいのかという問題意識を持っている議員の方が私も含めて多いのではないかと思っている。

いろんなことをやっていますというのは、これはこれでいいのだと思うが、羽生実業高校のビジネス会計科は、埼玉県内の中学生から1人も志望がいなかったことになる。農業科では0ではないとしても、0.3とか0.4の低倍率である。

そういうことを考えると、職業人材の育成では、こういうことをやることで、社会に出ていくに当たってプラスになるとか能力が身に付いたとか、この学校を出たらこういう社会人になれるというイメージがないから人気がないのかなと思っている。イメージが直結するような取組はやられていないのか。やっていないのであれば、これからやらないとますます志望が減っていくのではないか。

同様に「おがわ学」も、「おがわ学」を学べば、社会でどのように生きるとか、このような仕事に就けるとか、そういったイメージがしにくいと思うがいかがか。

スマート専門高校の実現という事業があるのであれば、例えば農業でドローンの技術を学ぶためにドローンを配置するとか、自動運転のトラクターを農業高校に配置して、そういうことを習得することで即戦力につながるという考え方もあるが、そう言っても、農業高校でも95パーセント以上の子供は就農しないから入れないという話になってくる。そういう話になると県立の農業高校の存在意義は果たしてあるのかという話になってくる。専門高校はどういう考え方で、どういう人材を育てなければいけないのかというところを説明いただきたい。

「確かな学力の育成について」がテーマとなっているが、概念的なものを目標にするのはそぐわないのではないか。何をもって、確かな学力が身に付いたかを判断するのか。それを目標にしている限りは、何をやっていきますというだけであって、何かを達成できたとか、そういうことにはつながらない。だから、埼玉県が全国の中で学力が低いのであれば、日本一の学力を目指すとした方が、目標を達成したか否かが分かる。「確かな学力の育成について」となると、何をもって確かな学力が達成された、されていないとなるのか、どのように考えているのか。

(義務教育指導課長)

A： 平成27年度以降、実施する中で結果がどのように上がってきているのか、県としてどのように受け止めているのかということですが、調査の中で学校質問紙というものを実施しております。その中で「学校の中で学力を伸ばした教員から取組を聞きとり共有をするか」という質問を設けております。これに「はい」と答えた学校の割合が、平成30年度は小学校で62.5%でしたが、令和2年度は98%まで増えてございます。このように、学校が教育活動を実施したらしっばなしではなく、周りの人たちの取組を聞いたり、PDCAを働かせるようになってきているのが一つの成果と思っております。

その上で、全国学力調査の順位についてお答えを申し上げます。全国学力調査は、今年度は実施したのですが、昨年度はコロナの影響で中止となりました。これは国の判断によるものでございます。今年度の結果がまだ出ていないので、最新のデータは

令和元年度のものになります。さいたま市を含む小学校で47都道府県中24位、中学校で21位となっております。平成27年度の時点では小学校で42位、中学校で36位でございました。学力を上げる取組は各都道府県で取組をしている中でございますので、ごぼう抜きにしていくのはなかなか難しいですが、6年間の中で着実に順位は上がってきております。

#### (高校教育指導課長)

A： 県立高校の倍率はこのままでいいのかでございしますが、昨年度、専門高校も看護科を除いて全部1倍を切ったというところで、大変危機感を感じているところでございます。

もう一つ、職業人材の育成であるならば、この専門高校を卒業すると、こういった社会に進めるといったイメージを、中学生や県民の方々に分かってもらえるように、という御質問でございしますが、情報発信というのが一つ大きな効果があると考えております。

各専門高校では、普通科ではない、社会につながった、地元の企業とつながった商品開発などの様々な取組を行っております。ここにあります未来の職業人材育成事業での成果等を中学校にも伝えまして、この高校に進学すれば、このような学びができて、このような社会人になれるといったイメージを持たせるような情報発信をこれからも行っていきたいと考えております。

#### (生涯学習推進課長)

A： 地域との連携を続けることにより、卒業後も地域の事に興味を持ち、地域課題に対して積極的に関わり、地域を支える人材を育成することを目指して「おがわ学」を実施しております。取組を始めてまだ期間が浅い部分もあり、今後のイメージができていないというところは課題でもあったと考えております。

#### (義務教育指導課長)

A： 最後に御質問いただきました確かな学力の育成につきまして、御答弁をさせていただきます。委員御指摘のとおり、確かな学力を子供が付けたかをどうやってジャッジできるのかは非常に難しいと思っております。ただ、埼玉県の行政施策で申しますれば、教育振興基本計画の中では指標を定めてございます。例えば、全国学力・学習状況調査で全国平均正答率を1ポイント以上上回った数という具体的な指標を定めてございますので、行政施策として確かな学力を身に付けさせる施策ができたかどうかは、その指標に基づいて判断をしていくことになろうかと思っております。

#### (教育長)

A： 委員から確かな学力とは何かという非常に重い問いを受けたところでございしますが、この計算問題ができたので確かな学力が身に付いたと、そういう単純なものではないというふうに私も思っております。教育委員会としては、県内の子供たちがまずは基礎・基本をしっかりと身に付けた上で、あるいは体力もしっかり身に付けた上で、情操もしっかり育て、将来他者と協調しながら、自らしっかり判断して生きていける。そういう力を身に付けて卒業させるということが、社会に送り出すということが、教育委員会としての最も大きな役目だと思っております。将来、埼玉県を背負って立つ、あるいは日本を背負って立つ、世界に飛び出していけるそういう力を持った子供たちを育てていくことが、トータルとして、確かな学力を身に付けるということにつながっていくのではないかと考えておまして、引き続きしっかりと政策の推進に努めてまいりたいと考えております。

Q： 埼玉県学力・学習状況調査における現状把握ということで、昨年度まで実施した段階で、県のホームページに載っているが、前年度のクロス調査をしていて、令和元年

度と令和2年度を比較したもので、昨年はコロナの影響で随分休校があったので、小学校4年生と5年生で学力が随分下がったということであったが、そのあとのフォローと言うか、その調査を受けてどのような施策を展開し令和3年度に臨んだのか伺う。

職業人材の育成で、「さとのそらうどん」であるとか、工業では「ピンポン&ストライク」、こういったものを開発することは大変ほほえましいことだが、こういったものが、その後どこかの販路につながって、どこかで商売ができて売上の成果が出ているのか。その点について伺います。

「おがわ学」を実施することによって、地元の中学校から小川高校への進学者が増えたのか、小川高校の倍率が向上するなどの成果があったのか伺う。

直接インターネットへ接続する光回線を整備し、貸出用低所得世帯向けタブレット端末を整備する予定が令和3年度となっているが、このことによって、当初、SNS等で要望のあったオンライン授業の体制、今後もコロナの変異種が懸念されているが、オンライン授業の体制は既に整ったのか、あるいは、令和3年度にかけてこれから整うのか。

1番の最初に、小中学校の通常学級における発達障害のある可能性のある児童生徒の割合は平成25年度で10.7%というデータが出ているが、このデータが出てから8年ほど経つが、現在のデータはどのようになっているのか。また、共生社会の形成に向けた支援・指導体制の充実はその後どのような成果をあげたのか。

(義務教育指導課長)

A: 委員から御指摘いただきましたデータですが、これは慶応大学の中室牧子教授を中心とした研究チームに、令和元年度と令和2年度の県学調のデータなどを細密に分析していただいた結果として、御指摘のような特に低学年の算数での学力の落ち込みが懸念されている現状でございます。県として、県学調に限らず、コロナが学校教育に与えた影響というのを複数回にわたって独自の調査をしてまいりましたので、そういったことも踏まえながら、このような取組を行っているところでございます。一つは、それぞれの学校にお願いしていることで、引継ぎを確実に行うということです。小・中学校というのは、中1ギャップという言葉にもございますとおり、学力が中学に入ると伸び悩んでしまうということが非常に多くございます。そういった中で、小学校6年生の子供が卒業して、中学に入り、そういう時に小学校の学力の状況であるとか、その他の状況も含めて中学校に確実に引き継いでいただきたい、これをまずはお願いした次第でございます。

二つ目が、積極的な振り返りをしてほしいということをお願いした次第でございます。これは何かと申しますと、例えば、令和2年度の学年の授業が終わったらおしまいではなく、令和3年度にも令和2年度の子供たちが学習した内容を積極的に振り返り、定着状況を確認していただきたいと。特に令和2年度は7割ぐらいの学校が、授業の進度を速めているということが分かっています。そういったことを踏まえて、子供たちが理解不足になっていないか、学習内容がちゃんと理解できているかといったところを、積極的に学校が振り返るようにしていただきたいということをお願いした次第でございます。

この他、コロナの特徴として、いわゆる主体的・対話的で深い学びをするところについて、学校が、感染リスクを懸念されて、なかなか取り組まないところも、私どもの実施した調査から分かってまいりました。感染防止対策を徹底すれば、対話的な学びによってうつることはないので、感染防止対策を踏まえた対話的な学びを実施していただきたいということをお願いしてまいりました次第でございます。そういった形でこの子供たちの学力面のフォローというのを学校にお願いをしてきたと考えております。

(高校教育指導課長)

A: 羽生実業高校が開発した「さとのそらうどん」でございますが、期間限定というこ

とでありまして、恒常的なメニューではございません。春日部工業高校の「ピンポン & ストライク」も大きなショッピングセンターで実際に使用してもらったほか、近くの小学校では文化祭などで行っています。

なかなか大ヒット商品にはつながっておりません。課題研究で取り組んでいる学校も多くありまして、商品開発に取り組む生徒も毎年変わってきます。

近い将来、大ヒット商品が生まれ、県立の何々高校が開発した商品ということで、それが世の中で多く日の目を見ることになれば、非常に素晴らしい埼玉県の高校のPRになるかと思っておりますので、引き続きこのような取組を継続して、子供たちの新しいアイデア等を商品開発等につなげていければと考えております。

#### (生涯学習推進課長)

A: 地元からの進学者や倍率について、劇的に向上するなどの変化は今のところありませんが、この事業を続けて行く中で、教員や町の方にお話を伺うと、体感として、生徒たちが町の良さや課題を自分事として捉えて、主体的に学ぶようになってきたというお話を伺います。また、町の方も高校に興味を持っていただいたり、町の良さを再認識する機会となったとのお話を伺いますので、そういうことも踏まえながら、数値的な成果も出せるように今後も続けていきたいと存じます。

#### (ICT教育推進課長)

A: ハード面につきましては、既に高速大容量の回線また各教室にアクセスポイント等が整備されて、学校からの発信の環境は整っているところです。また、緊急時においては、学校と家庭との間が円滑につながらなければ意味がないので、各学校に対しては、平時に、各家庭と学校をつなぐ接続テストをするように働き掛けをしています。

あわせて、WEB相談窓口で各学校に対する技術支援をしています。5月中旬に立ち上げ特別支援学校を合わせて47件の御相談、研修の依頼があり、個別のニーズに合わせてオーダーメイドで支援している状況です。このようなことにより、緊急時におけるオンライン学習にしっかり対応していきたいと思っております。

#### (参事兼特別支援教育課長)

A: 一昨日、国で10年ぶりに発達障害の調査を行うという話が出ているところでございます。それを受けて本県でもしっかりと状況の把握に努めたいと考えております。

また共生社会の形成に向けた取組についてですが、特別支援学校においては、例えば、小・中学校に在籍する保護者、教員、研修会なども含め年間1万件以上の支援を実施しているところでございます。また、特別支援学校のOBなどを小中学校に派遣して、年間400人程度の教員への支援を行っております。それらを含めて、小中学校における共生社会に向けた取組については全体的な底上げが図られていると考えております。

Q: **オンライン授業は、今の段階ではできるのか、できないのか。貸出用低所得世帯向けタブレット端末を整備予定とあるが、いつ整備されるのか、インターネット環境が整っていないところへのフォローなども含めて、今すぐ出来るのか、出来ないのか伺う。**

#### (ICT教育推進課長)

A: 貸出用端末を含めまして、準備は整っております。今すぐできる状況になっております。

Q: **県立学校における取組について、先程来、様々な議員から指摘があり、なかなか難しい状況になっているということで、一つ考え方だが、「商業科」という科があると思うが、そういったことが古くさくて、なかなかそこに興味を持たないというのが現**

状ではないかと思う。せっかく渋沢栄一翁が今年テレビでも注目されているし、様々な農業についても、基礎的なことを学ぶ学校だけではなくて、特化した最先端な取組を県内の学校に取り入れていくというような発想はないのか。このままでいくとジリ貧の状態がずっと続いていくのではないかと思うので、ヒット商品が生まれるのは期待したいと思うが、根本的に魅力ある学校、全国から人が集まるような学校づくりに向けてどのような取組をしていくのか伺う。

(高校教育指導課長)

A： 昨年度、一昨年度に地方産業教育審議会で、本県における商業教育の在り方を2年間にわたって審議をしており、建議が提出されました。その中では、今の時代のニーズに合った商業教育を進めるべきである、つまり簿記等だけでなく、新しいビジネスアイデアを創造できるような教育内容にする、と。それを受けまして、商業科の校長会でも、建議の内容を研究して今年度できることから実施していく。また、審議会でもどのような取組が行われるのかという検証をすることになっております。

農業におきましても、スマート農業、ドローンを飛ばすというような取組も一部始まっております。今の時代のニーズに合った最先端の教育をできる限り実施できるような状況にして、そして、生徒が興味を持ってその高校に入り、社会に出てからも高校で学んだ内容が実際に社会で役に立つというところで、これからの専門高校の教育内容を我々の方でも検討していきたいと考えております。

Q： 一昨年、幼稚園の卒園式に出て、卒園児が一人一人卒園証書をもって、振り返って将来なりたいものを言うのだが、YouTuberになりたいという子供がかなりの率でいた。そういった意味では、YouTuberを養成する学校、学科とか、興味があるところに焦点を当てて、そういった学校づくりというものも考えていくべきではないかと思う。これは回答があればよろしく願いたい。

(高校教育指導課長)

A： 時代のニーズ、社会の変化に応じた新しい学科等を作るべきではないか、という御質問と受け止めました。ここでどういった学科を作っていきますとは言えませんが、これから県立高校の再編をしていく中で、教育局で議論をしていく中で、どういう学科、教育内容が今の生徒たちの心を掴むのかということも考えながら議論をしていきたいと考えております。

【意見・提言について】

- ： 確かな学力の育成については、埼玉県学力・学習状況調査のより詳細な分析と先進研究の調査を更に進め、最大の教育効果を目指すこと。
- ： 特別支援学校の過密解消、通学負担の軽減を図るべく、計画的総合的に教育環境の整備に努めること。
- ： 特別支援教育環境整備計画の次期計画の策定に当たっては、教室不足の解消を確実に進めるために、地域の状況をしっかり見極め、より積極的かつ効果的な計画とすること。
- 県立高校の改革に当たっては、小・中学生の夢や希望が叶えられる科を設定すること。
- 県立高校専門学科においては、社会情勢を踏まえ、目標とする将来像を定めつつ、それに見合った学習内容の選定、施設整備を進め、社会人として自立して生きていくため



に必要な能力の習得に努めること。

- ： 地域と連携・協働した教育の推進に当たっては、入学希望が増えるなどの数字的な成果も出るように施策を展開すること。